

令和2年 朝日村議会

6月定例会会議録

令和2年 6月4日 開会

令和2年 6月12日 閉会

朝 日 村 議 会

令和二年 朝日村議会 六月定例会会議録

令和二年 朝日村議会 六月定例会会議録

朝日村議会

朝日村議会

令和2年朝日村議会6月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○報告第1号から報告第4号まで及び議案第54号から議案第65号までの上程	6
○議案提案説明	6
○議案内容説明	11
○散 会	12
○署名議員	13

第 2 号 (6月11日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	15
○開 議	16
○議事日程の報告	16

○会議録署名議員の指名	1 6
○諸般の報告	1 6
○一般質問	1 6
林 邦 宏 君	1 7
中 村 文 映 君	2 6
齊 藤 勝 則 君	3 3
上 條 昭 三 君	4 3
北 村 直 樹 君	4 9
上 條 俊 策 君	5 9
高 橋 良 二 君	6 7
清 沢 正 毅 君	6 9
高 橋 廣 美 君	7 9
○散 会	8 3
○署名議員	8 5

第 3 号 (6月12日)

○議事日程	8 7
○出席議員	8 7
○欠席議員	8 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 7
○事務局職員出席者	8 8
○開 議	8 9
○議事日程の報告	8 9
○会議録署名議員の指名	8 9
○諸般の報告	8 9
○議案第54号から議案第65号までの質疑、討論、採決	9 0
○追加議案 議案第66号及び議案第67号並びに発議第2号の上程	1 1 8
○議案提案説明	1 1 8
○議案内容説明	1 1 9
○議案第66号及び議案第67号並びに発議第2号の質疑、討論、採決	1 2 0

○議員派遣について	1 2 1
○閉会中の継続調査の申出について	1 2 2
○村長挨拶	1 2 2
○閉 会	1 2 3
○署名議員	1 2 5

令和2年朝日村告示第44号

令和2年朝日村議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月29日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和2年6月4日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

不応招議員（なし）

令和2年朝日村議会6月定例会 第1日

議 事 日 程 (第1号)

令和2年6月4日(木) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

(付議事件)

第 4 報告第 1号 令和元年度朝日村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 5 報告第 2号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計予算繰越計算書について

第 6 報告第 3号 令和元年度朝日村下水道事業会計予算繰越計算書について

第 7 報告第 4号 令和元年度朝日村土地開発公社経営状況を説明する書類について

第 8 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(朝日村税条例の一部を改正する条例について)

第 9 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について)

第10 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度朝日村一般会計補正予算(第2号)について)

第11 議案第57号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

第12 議案第58号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第13 議案第59号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について

第14 議案第60号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

第15 議案第61号 朝日村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定について

第16 議案第62号 令和2年度朝日村一般会計補正予算(第3号)について

- 第17 議案第63号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
第18 議案第64号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）
について
第19 議案第65号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
第20 議案提案説明
第21 議案内容説明
-

出席議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君
企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
建設環境課長	上 條 浩 充 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	子 育 て 支 援 長 課	中 村 聡 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	上 條 裕 子 君	議 会 事 務 局 記 書	石 田 和 香 君
--------	-----------	------------------	-----------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年朝日村議会6月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 中村文映 議員

8番 齊藤勝則 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの9日間と決定しました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号から報告第4号まで及び議案第54号から議案第65号までの上程

○議長（塩原智恵美君） この際、日程第4、報告第1号から日程第7、報告第4号まで及び日程第8、議案第54号から日程第19、議案第65号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第20、ただいま提出されました報告第1号から報告第4号まで及び議案第54号から議案第65号までの議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年朝日村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、2月より村民の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策で大変なご不便をおかけしてまいりました。功を奏し、現時点ではありますが、朝日村における感染者の発生はなく、皆様のご理解、ご協力のたまものと感謝を申し上げます。

この間、感染症によりお亡くなりになられました方々に哀悼の意を表するとともに、ウイルスに対峙し最前線で命がけで治療に当たっておられる医療従事者の皆さんや、生活の基盤を支えておられる各種業界の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス問題は、年度をまたぎ、ほぼ全ての重要な行事が中止や縮小となるなど影響は大きく、特に教育関係では経験のない長期休暇による勉学の遅れ、保育園・小学校・中学校の卒業式や入学式が異例な形で行われるなど、子供や家庭への影響は計り知れないものがあります。

また、経済面に関しましても、3密の回避や各種自粛により、村内でも経済活動はゼロに等しい業種が散見され、経済や生活は困窮し、大変厳しい社会情勢となっております。

村民への救済措置として、国からの支援策のほか、村単独の支援策を打ち出してまいりました。全村民に国からの10万円と村からの1万円の支給申請は、90%の方が既にしておられます。その中、子供支援として国と村から2万円、その他村単独で事業者支援として最大20万円、各世帯にマスクの配布等、いろいろと展開中でございます。

朝日村の支援策は単独事業を含め、19項目のコロナ対策事業を展開し、総事業費は5億5,456万円、そのうち村の一般財源は3,296万円となっております。引き続き、国・県からの支援策のフォローを行うとともに、今後、国からの第2弾と併せ、新たな村単独支援策も検討してまいりたいと思います。

緊急事態は解除されましたが、ウイルスとの戦いはいつまで続くか分かりません。今後来るであろう第2波に備えるためにも、新しい生活様式の定着が求められております。そして、停滞しております行政や行事、経済活動も正常な状態に戻していかなければなりません。引き続き全村民のご協力をお願いいたします。

1か月前になりますが、5月3日の午後、農機具置場から火災が発生しました。消防も新体制になっての火災でありましたが、団長以下75名の団員の出動をいただき、人員、機材とも異状なく無事消火に至り、感謝を申し上げます。その折、山形消防署の署長さんより、朝

日の消防団の出動は早くて団員も多く驚かれたというようなお話を伺いました。大変光栄なことであります。また、議員の皆様からも大勢見守りをいただき、ありがとうございました。

次に、重要案件の進捗について触れたいと思います。

最初に、特別職への報酬未払い問題です。全員協議会等で報告をしまいましたが特別職を複数兼ねていた場合の報酬未払い問題ですが、対応をこの6月議会までに行うとしてまいりましたが、詳細調査が伸びており、もう少し時間をいただきたいと思います。

次に、あさひプライムスキー場の現状についてです。

少々今までの経過に触れますと、スキー場は28年を経過し設備の老朽化を迎え、今後10年で4億円から5億円の設備投資が見込まれます。同時に、取り巻く環境は、温暖化、スキー客の減少等変化し、経営も赤字になるなどマイナス面が多い今、継続が本当に村民益にかなうのか、そのことを見極めるため、在り方検討会等で多くの意見をお聞きしてまいりました。

検討会での意見は継続、廃止が半々で、当初予算にスキー場の予算は計上できず、5月末まで村民の意見を聞く時間を設け、必要があるならばこの6月議会に補正予算を盛ることとしてまいりました。

そのような理由により、長期継続につながる配管等の大型投資約1.2億円は予算化しませんでしたので、予算を要求しておりました指定管理者は3月をもって撤退を決め、廃止、休止もやむを得ずというような状況になりました。

時を同じくして、2団体より強い継続の陳情もあり、現状のまま運営することが可能ならば、できる限りスキー場を継続させようとする方針を決め、専門業者による設備点検をしたところ、多少の修繕を行えば当面の運営に問題はなしとの結果を得ましたので、新たな事業者と大型投資をせずに運営をすることを条件に指定管理の交渉を行ってまいりました。

しかし、コロナ問題の影響拡大により、指定管理を検討していた事業者が中止を申し入れてきましたので、現在、新たな事業者もなく、スキー場の運営見通しが立たない状況であります。また、コロナウイルスは冬場に猛威を振るうとの専門家の予測もあり、このような背景から今シーズンの運営は非常に厳しく、休止もやむを得ない状況となっております。

キャンプ場、コテージ等に関しましては、新たな生活様式による対策を講じた上で、指定管理者による運営をしまいたいと思います。

次に、旧役場庁舎の方向づけですが、耐震工事等の費用見積りもでき、判断できる材料が整いましたので、地元小野沢地区の区長、地区長、地元議員の皆さんにご相談をする機会を設けました。残すには耐震工事と利活用の設備投資等を含めて2億円から3億円かかり、取

り壊すにも2,500万円程度かかります。閉庁して2年が経過し、今後の利用計画も定まりませんので、取り壊すことが将来のためであり、土地の跡利用は災害時避難広場としたらどうかと、そのような意見をいただいております。

今後は地元の地区常会等で最終意見をいただき、広報等で村民にお知らせをし、いずれかの計画にしていきたいと思います。また、駐車場につきましては借地でありますから、地主さんと今後協議をしていく予定でございます。

以上、特に方向づけが必要な案件に絞って報告をいたしました。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました案件は、報告4件、専決処分3件、条例3件、規約1件、指定管理1件、予算4件の計16件でございます。

まず初めに、報告第1号につきましては、令和元年度朝日村一般会計につきまして、令和2年度に繰り越しました繰越明許費を法の定めにより報告をするものでございます。

次に、報告第2号につきましては、令和元年度朝日村簡易水道事業会計につきまして、令和2度に繰り越しました事業会計予算繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第3号につきましては、令和元年度朝日村下水道事業会計につきまして、令和2年度に繰り越しました事業会計予算繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第4号につきましては、令和元年度朝日村土地開発公社の経営状況の説明でございます。

次に、議案第54号から第56号までは、専決処分の承認をお願いするものでございます。

最初に、議案第54号 朝日村税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第55号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金支給に伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたものでございます。

次に、議案第56号 朝日村一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ4億8,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,270万円とするものでございます。

歳入の主なものは、特別定額給付金事業費補助金など新型コロナウイルス対策における国庫支出金4億6,737万円、財政調整基金繰入金1,482万円でございます。

歳出の主なものは、特別定額給付金給付事業費 4 億5,834万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業735万円、村中小企業等事業継続緊急給付金給付事業費1,400万円でございます。

次に、議案第57号から第59号までは条例案件でございます。

初めに、議案第57号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関連法律の施行に伴う改正でございます。

次に、議案第58号 朝日村国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税率の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置に伴う改正でございます。

次に、議案第59号 朝日村介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に係る介護保険法の規定による改定でございます。

次に、議案第60号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体から東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が解散脱退のため、規約変更について議会の議決が必要となるためのものでございます。

次に、議案第61号 朝日村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定につきましては、緑の体験館、屋外調理施設、緑のコロシアム、野俣沢林間キャンプ場の指定管理者の指定をするものでございます。

次に、議案第62号から第65号までは補正予算でございます。

初めに、議案第62号 朝日村一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,700万円とするものでございます。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金6,240万円、コミュニティ助成金などの諸収入247万円を追加し、財政調整基金繰入金を4,035万円減額するものでございます。

歳出では、新型コロナ対策として各公共施設への感染症対策用品の整備をはじめ、庁舎施設換気対策工事555万円、小学校児童1人1台端末整備事業376万円、県の支出金の対象とならない企業等へ村独自の新型コロナウイルス拡大防止支援金60万円等を計上しております。このほか、法改正に伴う住基システム改修728万円、コミュニティ助成補助金150万円、6次産業開発事業費126万円が主な内容でございます。

次に、議案第63号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につつま

しては、税率改正に伴う歳入の財源組替えを行うものであります。

次に、議案第64号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,263万円とするものでございます。

歳出に高圧電気設備の点検費用を追加するものでございます。

次に、議案第65号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出を12万6,000円増額し、総額を1億5,714万6,000円とし、職員人件費によるものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明申し上げました。担当課長及び担当者が補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第21、報告第1号から報告第4号まで及び議案第54号から議案第65号まで議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時20分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 1時47分

○議長（塩原智恵美君） これより本会議を再開いたします。

報告第1号から報告第4号までの4件につきましては、議決案件ではありませんので、報

告を受けたこととし処理をいたします。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時47分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年朝日村議会6月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和2年6月11日(木) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君
企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
建設環境課長	上 條 浩 充 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教育次長	上 條 靖 尚 君	子育て支援 課長	中 村 聡 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	上 條 裕 子 君	議 会 事 務 局 記 書	石 田 和 香 君
--------	-----------	---------------	-----------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 上 條 昭 三 議員

10番 北 村 直 樹 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて35分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおきください。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（塩原智恵美君） 最初に、6番、林 邦宏議員。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、1問、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止策について。

新型コロナウイルス感染症への対処は、緊急事態宣言が解除された後もコロナ禍を意識した生活が必要とされ、新しい生活様式の実践定着で第2波、第3波の感染拡大防止に備え、各人の日常生活面での感染予防が求められております。新しい生活様式では3密の回避、マスクの着用、手洗いの励行が基本で日常生活を営む上では健康チェック、各人の行動には自粛が伴います。従来の生活様式から脱皮し定着するためには様々な制約も伴います。また、慣例行事、今年度の事業計画などにも影響いたします。

そこで、お伺いいたします。

今年度の計上事業の変更の有無。

2番目といたしまして、教育委員会所管の事業、行事。

3といたしまして、住民福祉課所管の事業、行事です。

よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 林 邦宏議員ご質問の、新型コロナウイルス感染拡大

大防止策についてお答えいたします。

私からは、1番目の項目、今年度の計上事業の変更の有無についてのご質問にお答えさせていただきます。

本年4月7日に、政府が新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する緊急事態宣言が発令され、村民の皆さんの感染拡大防止への素早い自粛など、大変なご努力にお礼を申し上げます。総務課関係の、今年度主要事業への影響は主に消防団運営事業行事であります。消防団運営事業で中止または中止予定の事業は、松本消防協会ポンプ操法・ラッパ吹奏講習会をはじめとした11事業となっております。内訳は、松本消防協会理事会、長野県消防協会ラッパ吹奏講習会、松本消防協会ポンプ操法・ラッパ吹奏講習会、分団長会・松本広域消防管内の団長連絡会、幹部訓練、総合訓練。大会出場激励会、松本消防協会ポンプ操法・ラッパ吹奏大会、長野県消防ポンプ操法・ラッパ吹奏大会、お夏まつり警備、鉢盛中学校避難訓練。以上となっております。

延期となった事業につきましては、土砂災害防災訓練の1事業。また、規模、内容を変更しての実施事業は任命式の1事業であります。このほか、総務課関係の中止となった主な事業、会議等では地区長会、防犯協会総会の2事業となっております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、林議員ご質問の、今年度の計画事業の変更の有無でございますけれども、企画財政課の計画事業変更につきましてお答えをさせていただきます。

企画財政課におきましては、特に大きな変更はございませんが、公共交通におきまして新型コロナウイルスの影響で4月から5月下旬まで高校が休校になったことから、この間の送迎バス、広丘線の利用者が昨年に比べまして延べ3,000人ほど減少をいたしております。また、デマンド交通、デマンドタクシーにおきましても、ここ2か月間で利用者が昨年に比べまして延べ500人ほど減少したため、現時点で運賃収入が昨年に比べて約35万円ほど減少になっております。今後高校におきましては、授業日程や夏期休暇がどのようになるか分かりませんが、最終的には利用者の減少に伴う運賃の収入の減少分、これは村が交通事業者に補填していくことになると思いますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、続きまして建設環境課関係においての計画している事業についてのコロナウイルスによる事業の中止、変更についてご回答をさせていただきます。

工事関係につきましての中止、変更はございません。しかし、会議、行事につきましては多くの関係者が集まる行事がございますので、狂犬病予防注射、せせらぎサイエンス、大尾沢水神祭、それから小学校で行われる、わが家の交通安全課長の委嘱式、草刈りボランティア、交通安全協会による支障木伐採作業、河川愛護会の春作業など7つの行事についての変更、中止がございました。それから、安全協会の朝日支部の総会、住民大会、班長合同会議など、やはりこれも多くの皆さんが集まる会議について、6つの会議が中止または延期となっております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、産業振興課関係の状況をご説明申し上げます。

まず、村内関係でございますが、会議としまして、朝日村鳥獣被害防止対策協議会が開催できず、書面決議を5月に行ったところでございます。また、観光施設につきましては、一連のコロナの関係で、ほぼ休館をさせていただき、現在は直営部分のみ運営しているところでございます。観光施設8施設、農産加工施設が2施設、林業関係の施設が2施設でございます。また、鉢盛山登山マラソンが中止を決定されております。また、今後の9月9日にクラフト体験館まつりが予定されておりますが、3密対策が難しいと捉えてございます。

続いて、村外の関係では、松本市で行われる予定でございました夢街道フェスタの中止等もございまして、村のPR活動が中止となっております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、私からは林議員ご質問の2番目の教育委員会所管の行事内容についてお答えをさせていただきます。

教育委員会では今年度も保育園、小学校、公民館など各施設で事業、行事を計画してまい

りました。しかしながら、このコロナ禍において感染防止の対応により計画の見直しや中止の判断を行ってきたところでございます。具体的には、保育園では保護者への自主休園をお願いし、縮小保育による感染リスクを下げる対応を行っております。4月21日には、保護者に対し5月11日までの50%の受入れ、11日以降は80%減をお願いし、縮小保育を段階的に実施する計画としております。結果、5月連休中に80%に近い自主休園となり、保護者の皆さんにはご協力をいただいたところでございます。その後、松本地域のレベルも下がったことにより、11日以降も50%の自主休園を保護者をお願いをしております。

行事については、実施については自粛をし、卒園式、入園式も時間の短縮、参加者を絞るなどの対応により開催をしたところでございます。

小学校は国からの要請を受け、3月2日から休校とし、引き続き春休みとしております。春休み終了後、4月6日の入学式を含め3日間再開したものの、松本地域での感染リスクが上がったことにより、4月9日から5月末まで再び休校としております。この間、教師による家庭訪問、地域ごとでの分散登校を行い、児童の健康観察や家庭学習の対応を行ってまいりました。5月14日に長野県の緊急事態宣言解除をされたことに伴いまして、25日から地区別分散登校、特別日課で開校し、6月から給食も再開をしております。段階的ではありますが、通常日課に戻しているところでございます。この休校中の卒業式、入学式は保育園と同様の対応により開催したものの、主な行事で1年生を迎える会、児童総会、健康診断など授業が延期あるいは中止となっております。6月から再開したものの、これまで練習等が行えなかった音楽会は秋以降への延期を予定しているところでございます。学校休校中の5月には、商工会による児童等へのお弁当提供事業を行っていただき、この間、約360食の提供となっております。

次に、子育て支援センターでは、2月29日から3月18日まで休館といたしました。しかし、感染拡大が見込まれたことから、4月5日まで休館を延長しております。4月6日からはわくわく館で小学校3年生以下、40人程度に受入れ人数を制限した感染リスクを下げる対応を行い開館しております。6月1日からは受入れ対象を小学校4年生以下に拡大し、対応を行っているところでございます。また、4月24日からは未就園児親子へのキッズルームを予約制により解放もしております。今後の保育園、小学校、子育て支援センターの事業、行事につきましてもは感染状況を見ながら計画の見直しを行い、対応していくこととしております。

公民館施設についてでございます。公民館施設については2月28日から3月17日までを休館としておりましたが、感染リスク拡大が見られたことから31日まで延長をしております。

4月1日から使用期間の制限と感染対策を行い開館しましたが、小学校同様、松本地域の感染リスクが上がったことにより、4月9日から5月20日まで休館としております。この間、グラウンド、テニスコートなどの屋外施設のみ子供たちの運動の場として開放を行ったところでございます。5月21日からは感染対策を行い、開館し、6月2日からはトレーニングセンター、ゲートボール場の屋内施設についても利用できることとしております。行事につきましては長寿を祝う会、お夏まつりなど既に各実行委員会等で中止としたものにつきましては既にご案内のとおりでございます。

今後予定しております地区対抗野球大会、体育祭、文化祭等の行事につきましては感染状況を踏まえ、それぞれの執行機関で検討を行い、実施の判断をする予定としております。

図書館についてでございます。図書館では2月28日から3月17日までを休館としておりましたが、公民館同様、31日まで休館を延長しております。4月1日から使用時間の制限等の感染対策を行い開館いたしましたが、4月9日から電話予約制のみの対応としております。6月3日からは感染対策を行い、開館しています。

次に、美術館についてでございます。美術館においても2月28日から図書館と同様に休館の対応となっております。6月2日から感染対策を行い、開館をしております。この間、予定しておりました企画展は4月1日から、日本企画展では4月1日からの日本画展は8日をもって終了とし、6月開催予定の高齢者作品展、7月、8月開催予定の野村剛展は、それぞれ来年度への延期となっております。9月開催予定の長野県信濃美術館交流作品展につきましては、今後の感染状況を見ながらになりますが、開催を予定しております。ただいまは収蔵品展を8月23日まで開催をしております。感染対策も行っておりますので、村民の皆様をはじめ、多くの皆さんにご覧いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、私からは3つ目のご質問、住民福祉課関係の事業、行事についてお答え申し上げます。

事業としましては、高齢者介護予防講座や乳幼児健診等に延期、事業内容の変更等の影響が出てきております。5月までの主なものを申し上げますと、高齢者介護予防事業ではパワーアップ教室休止に伴いまして介護予防体操を収録、また、認知症予防事業ではオレンジカフェが開催できなかったことから、オカリナボランティアの皆様にご演奏をいただき収録

し、それぞれケーブルテレビを使い、個々のお宅にて介護予防に努めていただくよう対応をいたしました。障害者関係におきましては、精神デイケア事業は休止といたしましたが、担当保健師が電話での安否確認と体調について聞き取りサポートしたことから、安心して生活を送っていただくことができました。にじいろキッズ事業では、各ご家庭で見られないお子さんのみをお預かりするというご協力いただき、利用実績は対処日36日、利用者実数9名、延べ110名の方からご利用をいただきました。なお、通常の開所時間が学校の放課後から18時30分までですが、休校に伴いまして朝8時30分から18時30分までと支援時間が長くなったことから、支援員には小学校の先生方にもご協力をいただいて事業をすることができました。また、介護サービス事業所及び障害サービス事業所につきましては、日々の生活を支える事業者として国からサービス継続の要請もあったことから、一日も休むことなくサービス提供をいただきました。改めて、事業者の皆様へ感謝申し上げます。

また、事業継続に当たりましては、県からマスクの配布及びアルコール消毒の優先購入等の調整をいただいております。

次に、健康づくり関係の事業におきましては、基本、4月、5月は感染予防対策に重きを置いた対応として実施してまいりました。新生児、2か月児、離乳食、乳幼児健診関係では希望者のみ、各ご家庭を訪問を基本として電話相談として発達、発育、栄養相談を対応いたしました。また、県が主体で行っております1.5歳、3歳児健診は6月に延期して行う予定となっております。

次に、会議等についてでございますが、介護事業関係の地域ケア会議は一部中止としまして、6月以降は計画どおり開催する運びとなっております。日赤奉仕団及び保健補導員会議は延期とし、今後、日程を詰めて今月以降、順次開催の方向で調整をいたしております。

次に、秋に予定をしております各種検診でございますが、村民の皆様の健康を守るための大切な事業と捉え、がん検診の日程と会場を一部変更し、例年どおり行ってまいります。いずれも、感染症対策を十分にとった上で行ってまいりますので、年1回、ご自分の体の定期健診をぜひ受診いただきますよう、お願いいたします。

変更の場合には、その都度ご案内をして実施してまいりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、建設環境課長にお伺いしたいのですけれども、例年やっております小野沢での最終処分場の協議会です。これは実施されるのか、それとも中止するのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） 最終処分場の連絡協議会の予定についてお答えさせていただきます。

最終処分場の連絡協議会の参加人数につきましては、人数が50人以上超えるため、まだ会場が確保できませんので、今年に変更点がないということもございまして、資料を配布させていただいて書面決議において皆様にお知らせをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 小学校は臨時休校で相当学習時間が不足しているのではないかなと思うのですけれども、計画では7月23日から8月24日まで33日間、夏休みになっていますけれども、それはそのとおり行われるのか、例えば、その辺を短縮して対応するのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 小学校の夏休みについてですけれども、この後、教育長または担当課長のほうから説明させていただきますが、基本的には短縮を予定しております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 小学校の場合、今年度の大型事業でトイレ改修という事業が約1億2,000万円近くも、そういう計画があるのですけれども、それはどのようにやる予定でおられるのですか、その辺も分かれば教えてください。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 小学校のトイレ改修でございますが、今年、国からの補助金の内示が来ておりまして、現在、交付申請を行っている状況です。予定では6月から7月のうちに交付決定が来る予定でございますので、それから設計、工事という段取りになっていく予定です。ですので、夏から秋にかけて早い段階で工事のほうに着手していきたいということで、今、予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしましても、そういう状況であるならば、教育関係は特に新しい生活様式等に対応していると思うのですけれども、その辺もちょっとどんなことを実践しているのか、私もちょっと分からないものですから教えていただき、そういう体制のところで改修工事を実施するというような形になりますと大変だと思いますから、その辺は段取りよく対応していただきたいなと思います。

それと、小学校の夏休みが短縮になりますと、当然、暑い中での授業ということになると思うのですけれども、そうなるとう当然エアコンなどを使うと。そうしますと、要は3密の密閉との絡みがあるのですけれども、その辺はどのような対応をされるのか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 朝日小学校での夏場の授業の対応ですけれども、この後、他の議員さんからもご質問をいただいておりますので、改めて詳しくはそちらのほうで答弁させていただきますけれども、いずれにしましてもエアコン等を使いながら授業を進めていく予定

をしております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 課長、林議員の質問、もう一つあります。工事と学習の密をどうするかという質問に対して答えてください。

○教育次長（上條靖尚君） トイレ工事と学習の面ですけれども、学習について、いずれにしても休みだった部分を補充していくというところがありますので、トイレ工事とどの程度絡んでくるかあります。施工業者のほうと工程を打ち合わせをする中で学校の授業と調整をしながら工事をしてくというようなことになると思います。ですので、工事のほうは土日も行っていたくような対応もせざるを得なくなると考えています。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 緊急事態宣言をした首都圏に、小学校6年生が10月28日から29日の1泊2日の修学旅行が計画されていると思うのですが、その辺はどういう対応を取られるのか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 朝日小学校の修学旅行につきましては、予定していた内容ではなかなか現在のところ難しい状況でありますので、小学校のほうで旅行業者のほうと日程等を調整しながら、できる限りやれる方向での今、調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 多分、住民福祉課でしていると思いますけれども、9月24日に戦没者の慰霊祭を毎年やっておられますけれども、その辺は今年はどうのようにされるのか、その辺ちょっとお聞きしたいです。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、戦没者の慰霊祭の開催についてお答え申し上げます。

今後の動向を見つつ、基本は開催してまいりたいというふうに思っています。お集まりいただく皆様におきましては、これまで教育委員会と総務課との縮小した人数で開催というようなこともございますので、そんなことを参考にしながらまたご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） ございません。

以上をもちまして質問を終わります。

ご答弁、ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、林 邦弘議員の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

朝日村地域防災計画修正と避難所運営マニュアル策定についてお伺いいたします。

近年、大地震や大雨による浸水被害、土木被害など大規模な災害が各地で多発しております。避難生活を余儀なくされる方の姿がメディアでも伝えられています。朝日村でも例外ではなく、大規模災害が発生した場合は家屋の損壊やライフラインの寸断等により、自宅での生活が困難になり、避難所において共同生活が必要となる方が発生することが予想されます。

村では、平成27年3月に、朝日村地域防災計画が策定されました。それから5年が経過し

ています。膨大なページに及ぶ計画が示されております。その後の5年間に、朝日村においては新庁舎が建設され、また、国内では異常気象による度重なる大災害が頻発しております。さらに、今年に入り新型コロナウイルス感染症の発生により、その対応を踏まえて国や県の防災計画、避難所運営マニュアルは修正されてきています。そのような状況を踏まえ、幾つかの質問と提案をいたします。

1、防災計画策定以降、この5年間、村民には防災計画の内容や修正をどのように村は周知されてきましたか。また、この間の国内の大災害に対応して、国や県の指針は大きく修正されています。冒頭にも申し上げましたが、村を取り巻く環境は大きく変わっています。そんな中、村は計画の修正のための防災会議を開催していますか。開催していれば、その内容と今後の予定をお伺いいたします。

2、水、食料品備蓄は計画の中でも触れられており、備蓄されていることと思いますが、生活必需品、保健衛生、感染症予防の備蓄はどのようなものが、どのくらい備蓄されておりますか。また、簡易な医薬品、防護服なども、インフルエンザ対策等でも必要だったと思いますが、備蓄されておりますか。今回、新型コロナ発生時に、報道では他市において備蓄のマスクを配布したというニュースを聞き、マスク、消毒液などが村の備蓄に一定量確保さえしていれば、すぐに小学校や保育園、福祉施設へ配布できたのではないかと思います。

3、現在、村には避難所運営マニュアルが策定されておりましたが、国では、平成25年にガイドラインを示して随時修正、追加をしてきています。昨年、村では台風19号の折、10月12日に入三地区に避難勧告を発令し、初めて中央公民館に避難所を開設しました。今後、このようなことが発生したとき、避難所運営マニュアルが必要と考えますが、いかがでしょうか。先月28日に、県と市町村の防災協議会が開催され、避難所の3密を回避する方策など防災・減災対策を強化する意見交換会が開催されると報道されました。近年の自然災害の甚大さや最近の地震活動の活発化を勘案するに、早急にマニュアル整備の必要性を強く感じていますが、いかがでしょうか。

先ほどと関連しますが、国では、各自治体にコロナ対策に充てる臨時交付金を活用して災害時に避難所で必要となるマスク、消毒液、パーテーションなどを備蓄してほしいとし、今回、村でも補正予算にパーテーション購入の予算が計上され対応されていますが、各避難所に段階的かつ計画的に備蓄するお考えはありますか。

5、指定避難所の円滑な運営は、自主防災組織をはじめとする避難者自身が主体的に関わることが必要ですが、例年9月に開催される防災訓練には一時避難だけでなく、避難所開設

訓練も必要ではないかと考え、ぜひ、このような訓練を実施していただきたく提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 中村文映議員ご質問の、朝日村地域防災計画修正と避難所運営マニュアル策定についてお答えいたします。

初めに1項目め、村防災計画の周知方法と計画の修正経緯についてお答えします。

平成27年3月策定の朝日村地域防災計画は、防災計画概略版を防災ハンドブックとして全戸配布しております。なお、新しく転入された方には転入手続の折に配布しております。朝日村地域防災計画の指針となっているのが、国が災害対策基本法に基づき策定している防災基本計画です。この防災基本計画は平成27年3月以降、4回の改正がされております。防災基本計画の改正を受けて、朝日村地域防災計画は平成29年度末に、朝日村防災会議により、平成27年度から29年度の防災基本計画と県・地域防災計画の修正等を踏まえた村防災計画の見直しを行いました。改正された防災計画の全戸配布は、平成27年以降は行ってきておりません。現在、村防災計画の見直し中であり、今年度末の防災会議計画修正案を審議いただく予定としております。また、来年度では、防災計画概略版を防災ハンドブックとして全戸配布を予定しております。

次に、2項目め、生活必需品、保健衛生、感染症予防品の備蓄についてお答えいたします。

備蓄品は指定避難所のトレーニングセンター備蓄庫に備蓄しており、生活必需品としては、村の備蓄としておむつ、これは幼児用600人分、大人用1,461人分。マスクが1万5,000枚、毛布が260枚となっております。また、防護服は簡易式も含めて58着備蓄しております。ただ、医薬品物品につきましては備蓄しておりません。

次に、3項目め、避難所運営マニュアルの必要性についてお答えいたします。

現在、村防災計画の見直しの中、避難所運営マニュアルの作成を進めております。避難所運営マニュアル作成では、区、地区、自主防災会、また役場職員の連携が重要と捉えており、今年度実施の地区と自主防災会の在り方を検討する朝日村行政区画審議会での審議や、役場職員の災害時対応の職員初動マニュアルの修正も避難所運営マニュアル作成に併せ進める予定です。

次に、4項目め、避難所への新型コロナウイルス感染症対策の備蓄品についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、国等からその対応について通知がされているところであります。これらの通知等には十分なスペースの確保が求められています。現在の備蓄品には感染症対策用品は備えが十分ではない状況であり、新型コロナウイルス感染症の収束しない状況下では課題となっております。現在、村では新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金による感染症対策事業を取りまとめ中であり、この事業により災害医療備蓄品、マスク、消毒液、防護服、間仕切り板等の避難所への整備を取りまとめ中であり、なお、備蓄品は保管場所の制約等もあるため、保管場所をトレーニングセンター備蓄庫とし、必要に応じ各避難所へ配給するマニュアルを整備し、対応する予定となっております。

次に、5項目め、防災訓練時の避難所開設訓練についてお答えいたします。

村では、朝日村防災訓練で自主防災会と消防と事前の打ち合わせを行い、共通訓練として自主避難、情報伝達、炊き出し訓練、要配慮者確認、防災資機材取扱いを実施しており、そのほかに自主訓練で初期消火訓練、救出訓練、応急訓練等を実施しております。現在、昨年の台風19号対応を踏まえ、避難所の運営が重要と考えております。今年開催の防災訓練では、各自主防災会で避難所運営訓練の実施に向けて訓練計画を検討中であります。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 計画の修正も行われているようですし、防災会議のほうも、また今年も開かれるというようなことなのですが、策定したらいかに村民に周知するかが大切なことだと思いますので、継続的に広報活動をしていただけたらと思います。特に、こんなときでございますので、やはり不安になることも多いかと思えます。また、これから雨が多い季節になってまいりますので、ぜひ、村民に変化があるごとに周知をしていただければというふうに思っております。

それから、通告書には書いてありませんけれども、分かりましたらご答弁をお願いしたいのですけれども、防災会議の最高責任者の会長及び、災害対策本部の最高責任者の本部長は小林村長でよろしいですか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） ご質問の、防災会議及び対策本部の本部長は小林村長となります。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 私も、今回の質問に当たり、防災計画を見てみたのですけれども、その中で、防災会議条例では第3条で、会長は村長をもって充てるとありますが、災害対策本部条例には、村長をもって本部長に充てるとの条文がありません。これ、条例に根拠を明記する必要はないのでしょうかということと、それからまた、防災会議の委員の中に、村議会議員が入っておりませんが、私が思うにはせめて、議長は出席すべきだなというふうにご考えておるのですが、いかがですか。分かりましたら。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） お答えいたします。

条例のほうですけれども、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、確認をさせていただきますが、また、防災会議の議会議員からのメンバーにつきまして、ちょっと今、資料が持ち合わせてございませんので、再確認をしてご連絡したいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 突然で失礼しました。条例の見直し等も含めて、この機会にご対応いただければと思いますので、検討をお願いいたします。

それから、新型コロナウイルス感染症の拡大は、あつてはほしいわけではないのですが、第2波、第3波も予定されておりますので、先ほど、備蓄品等をお聞きしましたが、医療関係とかまだ準備がないという部分もありますので、できる限り今、ちょうど第1波が少し収まって、市場にもマスクなんかが出てきておりますので、備蓄品のほうの購入については積極的に取

り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、昨年、台風の折に中央公民館が避難所になりましたが、今年は使えないと思うのですけれども、避難所はどちらに今度、開設するように検討していますか。

それから、県では3密を避けるために分散型の避難所の開設を求めています。また、感染症対策をした場合、収容人数が半減すると、先日も、塩尻市が半減するというような報告をしておりましたが、その辺に対して村はどのようにお考えになっていますか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

時間がありませんので、早い対応をお願いいたします。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） お答えいたします。

昨年、中央公民館も福祉避難所として利用したわけでありまして、今年度は中央公民館、工事ということで講堂が使えないわけでありまして、その代替としまして、昨年も一部、議論になりましたけれども、マルチメディアセンター、健康センターが、あそこは非常電源装置も設置されており、冬期のときにも暖房等も取れるということでありまして、公民館と同じ敷地内の福祉避難所としましてはマルチメディアセンターという方向になるかと思えます。また、今回のコロナウイルス感染症の関係で避難所、3密対策ということを言われているわけですが、その対策としましてパーティションを導入することになっております。パーティションはご家族が1つのエリア内に間仕切りの中で避難できるということで、その離隔をほかの家族と取らなくてもいいということになっております。

ただし、使用人員が減ることになりますけれども、ここで改めて、朝日村の防災計画の中では、朝日村の想定される最大規模の被害というのが境峠・神谷断層帯の地震ということで避難者数が190人とされております。ということで、同時に避難するという最大規模が190人ということで、現在、避難所14か所の収容人数というのが約4,000人となっております。4,000人の約50%としても2,000人が一応、空間としては確保できることとなりますので、さりとて同じ避難所に避難した場合を想定しましてパーティション等を整備する予定となっております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、ご答弁いただきましたけれども、避難所が分散していくということになれば、やはりそれなりきの備蓄品も必要でしょうし、パーテーションの量等も必要となりますので、継続的な整備を進めていただきたいと思います。

あと、パーテーションに関しまして、今回、村が補正計上したパーテーションは高さが約145センチというふうにお聞きしておりますけれども、県が推奨しているのは、コロナ対策においては2メートル以上の間仕切りが必要だというふうに報道されていますが、その辺につきましては今後、県の指針に沿った形での整備はお考えですか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） お答えします。

今回、補正計上をさせてもらっておりますパーテーションにつきましては145センチの高さのものということで、避難所で避難した際、座った状態で隣との離隔が確保できるという高さとなっております。今、議員おっしゃったとおり、県の指針、2メートルということがございますけれども、この次、さらにこのパーテーションについて、追加で増強する予定となっております。追加で増強する際には県の指針等も踏まえて検討しながらその規格については決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ぜひ、指針の見直し等も含めて防災マニュアルの策定も含めて、そのような準備をしっかりとっていただきたいと思います。

あと、先ほど答弁の中で、9月に予定している避難訓練は行う方向で今、検討していただいているということですが、いろいろな行事が中止されている中、訓練をやっていただけるということで一安心しております。十分に検討を、注意をしていただいて実践的な訓練をしていただければなというふうに思います。マニュアルがない現在の中で、実践的な避難訓練は多くの問題点とか、それからいろいろな問題点を顕在化することになるかと思えます。前回の避難勧告が出たときも、村長からの以前の答弁の中にもあったけれども、やはり対応できない部分が見つかったというようなお話もございましたので、訓練の中でそういうものを

見つけていただき、実施に何かあったときの対応をしっかりといただければなというふう
に思います。

今回、想定されなかった新型コロナウイルスの感染により、様々な対応、変更を余儀なく
されて、大変ご苦労されております。私としては、そのような対応に感謝を申し上げて、私
の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時10分

○議長（塩原智恵美君） では、一般質問を再開します。

◇ 齊藤勝則君

○議長（塩原智恵美君） 次に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は、2問の質問について行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、この1番目の、ストップ鳥獣害についての資料というものを行政側に1枚ず
つしかありませんので、もし必要でしたら、また後でこれを刷ってありますので、行政の皆
さんにも渡せたらいいなと思っていますので、よろしく申し上げます。また、今回の質問で
の最中ですが、私も過去、何回か抗がん剤治療をやっているわけですが、非常に状態が悪い
ときがありまして、ちょっと質問についても分かりづらい点があったのではないかというこ
とで謝りたいなと思います。

それでは、1番目の質問をさせていただきます。

1 番目は、資料にもありましたけれども、ストップ鳥獣害について。このことは実は、春先に河川清掃をやったわけです。その際に、今まで設置されている鳥獣柵を見て、住民の方から、ちょっと大変なところは除草剤とかいろいろやるというようなことで、ここにも書いてありますが、除草剤をやったところが、草が張らないために崩れているとか、隙間ができていると、そういうのが散見されるということでもあります。これも仕方がないことだとは思いますが、地面がむき出しになり、崩れ等で柵と地面の間に隙間が生じているのが散見されました。この3つの写真がそうですけれども、こういうところが幾ところもあるのではないかなと、村内では想像されます。また、村内では柵の出入口のポールづたいに猿が出没するという話も聞きます。緩衝帯だけではなかなかすめない部分もあります。対策を考える必要があります。そこで、私は殊に猿について、青森県深浦町の先進的な取り組みについて少し述べたいと思います。この2番目の小さい資料ですが、おりを作って非常に効果を上げているということをやっております。この町では職員を採用したそうですけれども、朝日村はいわゆる猟友会もありまして、ある程度組織というのがあるのですが、その人たちにお願いしてでもこういうことをやっていかなければいけないのではないかなと思ひまして、捕獲についてもちょっとあれですけれども、述べたいと思います。

以上、簡単に言いますと、どのようにこの防護柵について対応を考えているのか質問したいと思います。

1 番目としまして、柵と地面の隙間について、点検対応をしているのか。何回ぐらい、こういうところを見回っているのか。場所によると、この写真で見たように、U字くぎが浮いて、大分上に見えている。こういうようなところを点検する必要があるかと思ひます。将来的にはこういうものがもっと崩れて、こういうところから小さい、いわゆる獣が、山にいるけものが出てくるのではないかと、こういう危険もありますので、そこら辺をどう考えているか聞きたいと思ひます。

また、おりについて、この深浦町の話、写真もあるのですけれども、効果的な方法だということで私もちょっと注目したのですけれども、考えているのか、そこら辺をお聞きしたいと思ひます。

まず最初の質問、そういうことです、お願いします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員ご質問の、鳥獣害対策につきましてお答えいたします。

当村では、議員ご承知のとおり、平成21年度より地域住民自力による鳥獣侵入防止柵等の設置を軽減するため、地権者、区、地区の同意に基づきまして、朝日村鳥獣被害防止対策協議会が、鳥獣被害防止柵の設置を行い、設置後の維持管理は区及び地区の地元が行うこととしてございます。議員ご承知いただいておりますが、多くの村民が皆様に管理等をやっていることにご感謝を申し上げます。

今回、議員ご指摘のとおり、地域によっては既に設置した柵が経年により柵のくぎ等が地面から見えてしまっている状況が正直、確認が多数見られてございます。また、猿につきましては柵を越え、里に出てくる状況も村として把握している部分もございしますが、全てを把握しているものではございません。そこで、議員ご質問の、柵と地面の隙間について点検対応を年に一、二回できないか、地面に刺さるくぎが浮いているといったご指摘でございますが、本年度、村職員が、これは会計年度任用職員でございますが、電気柵の点検を5月より実施してございます。電気が通電しているか、柵の設置状況はよいか、緩衝帯の整備状況はどうか、こういった項目に応じ、現地確認をし、情報を取りまとめ始めました。今後は内容を確認し、緊急性や財源に応じて修繕等を実施してまいり所存でございます。なお、地域で維持管理いただいておりますので、その中で今回のような柵に不具合が生じ、簡単な修繕でできる場合は、発見した時点で担当課にご連絡いただき、早急に対処してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2番の猿おり、捕獲についてでございますが、昨年度、朝日村鳥獣被害防止対策協議会におきまして、今年の3月でございますが、猿捕獲おり1基を購入し、現在、外山沢入り口の畑の近くに猿のよく出没する場所に設置してございます。猿捕獲おり設置に当たっては、先月、県の鳥獣対策専門員より指導及び助言をいただき、村猟友会とも連携し、駆除することについて協議したところでございます。

今回、導入しましたこの猿の捕獲おりでございますが、通称、地獄おりと申すようですが、4メートル四方で囲われておりまして、囲いわなというものでございまして、天井が全面オープンとなっております。そして、猿はこの天井から入りまして、中に入るともう出られないということのおりでございます。この猿おりの効果としましては、集団による捕獲が可能であるということが、近隣の山形村さんもそのおりをやって成功したということをお聞きしてございますので、今回、このようなものを導入したというところでございます。食べ物

がない、なくなる秋以降、捕獲時期と捉えておりますが、近隣の住民の皆様や猟友会等と連携を図りながら農作物被害の減少に取り組み、猿おりの捕獲の検証を引き続き実施してまいるところでございます。

次に、猿の出入口につきましては、全てを把握しているものではございませんので、猿がポール伝いに出没するということは、ちょっと現場をしっかりと確認させていただき、本当に柵の状態がよいのか、緩衝帯の整備が本当にされているのかという、そういったところを全部含めまして対応を検討してまいる所存でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） ただいま課長のほうから答弁をいただいたわけでございます。そういうことで林業職員、あれして、5月から始めているということで、これはやはり全村的なあれなものですから、範囲が広いので、適宜、なるべく短い期間、何とか点検を毎年やっていただかないと、やはりそういう質問が出てくるのではないかなと思いますので、よろしくお願したいと思います。

そしてもう一つ、その柵についてですけれども、今ある、村が設置してある柵は山の斜面に対して同じ方向であるわけです。ですので、山のほうから見ると忍者返しになっているのですが、逆に、さっき言ったように、ポールみたいなものを使っているということを非常に飛びつきやすく、跳ねる範囲が近いわけです、こっちの山に向いているものですから、傾斜に向いているから、同じ傾斜の中だから非常に飛びつきやすい。また、帰るときもあの上から飛び降りやすい。そういうことがあって、朝日村でも8割方大体今、柵が設置されているわけでございますけれども、あの柵、垂直であったほうがむしろ上へ真っすぐにして、残された未設置区間があるものですから、そういうことも考えてやったら出にくくなるのではないかなと。逆に山側に向いていると、こういう傾斜でこういう向きですから、忍者返しの役目があまり果たしていないというか、猿ははしっこいものですから、ぱっと飛びついて出ていきやすい。それから逆に入りやすい、飛び降りやすいというような感じも斜面に対してあるし、また、もう既に設置している場所も山中の中にあったり、あるいは里に近いところにあたり、非常に、緩衝帯も設けているのですけれども、中には猿が利用しやすいような状態のところもあるので、ぜひ、そこら辺は今後、設置位置も考えていかなければい

けないのではないかなということでもありますので、そこら辺もぜひお考えを聞きたいと思
います。殊に柵については、残された部分、既に設置した部分は仕方ないわけでございますけ
れども、いろいろ研究してみる必要があるのではないかと思います、その点についてはど
うでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員、2問目のご質問にお答えします。

齊藤議員からおっしゃっていただきましたとおり、垂直にというお話もございます。そう
いったことで、まず内容を協議会等々、まず協議させていただきまして、効果があるかどう
かということを見させていただき、その中で検討してまいりますので、よろしく願いいた
します。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 先ほど、質問、もう一個するのを忘れてしまったわけですが、今、こ
の私の資料の中で深浦町のおりがあります。これはスライド式で、いわゆる上からぱたんと
落ちるタイプの猿のあれで、先ほど、課長のほうで答えたのは、山形村にもう既にある、上
が抜けていて、中に向かって忍者返しみたいに出ているけれども、出られないような感じの
作りで、結構高い柵です。これは囲いは。本当にちょっと大変かもしれない。そういう意味
で、既に山形村がやっているのを私たち、いけ捕りの時期、見たことがあるのですが、それ
でもいいですし、この深浦町のは、囲まれていて戸が上からある時期にとんと落ちる。それ
は極端な言い方をしますと餌づけをしばらくして、猿の警戒心が非常になくなってきた頃を
見計らって、ある日突然に猿が集まって入ったときに、様子をカメラか何かを設置したらよ
く分かる、ありがたいと思うのですけれども、そういう形で確認して、ある日突然フック
が外れるように。それと、猿は今なら安全だろうと、人間も何もしないというようなことで、
この深浦町はそういうことをやって、極端な言い方をすると餌づけです。餌づけをやって、
これは人間が何もしないなという中で突然にフックが外れる状態に食料をちょっとあれした
ところに、考えて引っかけて、ぱたんとこれが落ちるといようなことで大量捕獲をしたと
いうのがこの深浦町のやり方なのですが、囲いのおりの違いはありますけれども、そんなこ

とも考えてぜひ、朝日村も1個、外山沢のところをやっているということですので、そういうことでまた、今後でも結構ですが、今でもいいですが、どのぐらいの効果があるか設置したことについてちょっとお聞きしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めるものということでいいですね、齊藤議員、はい。

当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員、3問目のご質問にお答えします。

小型のわなにつきましては当然、扉が閉まるタイプでございまして、持ち運びがしやすいというメリットがございます。そういった中で、ちょっと今までもやった経過が多分あると思うのですが、再度、検証の中身を確認させていただくとともに、大きなわなと小型のわなを共有しながら実際、やってみればいいのかというふうにも私も考えてございますので、そういったところを議員ご提案の内容を含めながら、協議会と相談しながら実施してまいりますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから答えていただきましたけれども、またこれ、そういうことを実際に効果があって、猿を捕獲した場合に、山形等ではたしか、動物園とか猿の、鳥獣害のそういうところの専門のところへ預ける、殺すわけには、簡単にはいかないものですから、そういうルートもきちんと考えて対策を立てていただきたいなど、このように思いまして1番目の質問を、私はこれで終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤勝則議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤勝則議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2番目の質問でございます。新型コロナを含めた災害対策について。

政府も緊急事態宣言を取り下げたわけでありましたが、この新型コロナウイルスは正直言いましてリーマンショック以上に人にも経済的にも大きな影響をもたらしています。さらに、

今後の季節は異常気象が毎年のことですが予想され、風水害、土砂崩れも心配です。そこで、当村として、新型コロナのことも含め、自然災害に対しても被災者にどのような避難場所を確保しているのか。どういうマニュアルを考えているのか聞きたいと思います。

具体的には、避難場所とその中身。

2番目としましては3密を避ける新しい生活に対応した対策は。

また、医療関係との連携は重要だと思うが、どのように考えているのか。

4番目は、近隣との協力体制について。また、村内での協力体制についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 齊藤勝則議員ご質問の、新型コロナを含めた災害対策についてお答えいたします。

私からは、1項目めと2項目め、4項目めにつきましてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染予防は、避難所や大雨、台風のときに開設する風水害時避難場所では3密が重なり、感染リスクが高くなると考えられます。質問項目1番目の、避難場所とその中身と、質問項目2番目の、3密を避ける新しい生活に対応した対策については関連がございますので、一括答えさせていただきます。

避難場所は指定避難所として屋内施設14か所ございます。村では感染症対策として避難所、風水害時避難場所の密閉、密集、密接を避けるための間仕切りパーテーションを整備し、限られた避難場所内で避難者の離隔を確保、換気や衛生対策の徹底などに努めていきます。最後に、質問項目4番目の、近隣との協力体制及び村内の協力体制についてのご質問にお答えさせていただきます。

災害の際、受入れ態勢を取っていただく村内外の連携施設として福祉避難所協定がございます。村内では、ゆめの里朝日、グループホーム朝日新明館、デイサービスあすてらす、就労継続支援事業所森のこびと、村外では松塩筑木曾老人福祉施設組合と協定を締結しております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、私からは1つ目の避難所、その中の福祉避難所についてお答え申し上げます。

村では福祉避難所として、かたくりの里を指定しておりますが、昨年度の台風19号の折は水害のおそれがあったことから場所を移しまして中央公民館の2階におきまして福祉避難所を開設しております。福祉避難所は様々なハンディーを持った方、高齢者、障害者、小さいお子さんを持たれた方を対象としておりますので、その事業別に個別でということ、それから夜間にかかったことから、畳の部屋がよいということで中央公民館の2階の部屋を借りまして設置をさせていただきました。その際の反省事項にも冬場のインフルエンザを想定した場合、感染症対策としてアルコール消毒、マスク、加湿器など事前準備が必要というような反省が出されておりました、先ほど、総務課長が申し上げましたが、今後、村の避難所の改定をする際に、この辺も網羅をしまして対策を立てていきたいというふうに思っております。また、福祉避難所は介護や医療相談等にも対応できるようにということで、専門職の人的配置も配慮してまいりたいというふうに思っております。

次に、3つ目の医療関係との連携についてお答えを申し上げます。

村では災害時に救護所を設置することとしておりますが、その際、医療従事者として村内の三村先生からご協力をいただくことになっております。また、松本圏域としまして、広域的な災害時に対応するため、当地区の5村は松本圏域内の総合病院とペア病院という契約を結び、協力をいただくことになっております。毎年の村総合防災訓練時には救護所立上げ訓練を実施しております、その際には三村先生と、先ほどのペア病院、朝日村は松本の医療センターと契約を結んでおりました、医師、看護師に介入をいただきまして助言をいただきながら改善をし、経験を積みまして有事の際に備えております。このたびの新型コロナ感染症対策防止対策を図りつつ、災害時医療の連携をどう進めていくかが新たな大きな課題と捉えております。救護所立上げ訓練実施に当たりましては、毎年、事前に三村先生、まつもと医療センターの医師とも打ち合わせをしております。併せまして、松本圏域の災害対策会議も7月20日に開催されることになっておりました、今後、さらに対応策を構築し進めてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、各課長のほうからもありました。その中で、私が新型コロナも含めた災害対策ということで、含めたということ、広い意味で災害まであるわけです。そういうことも想定しなければいけないということで、これは私のちょっと提案的なものになるかと思うのですが、例えば、災害が起きた場合は村を50程度の、今後さらに補充するという、パーティションを考えているというようなことで、いわゆるそういう災害の際には広い場所、あるいは地域の公民館なんかも考えられる気がしますが、そういうやり方でもいいと思いますが、新型コロナの場合は3密があるわけです。そういうことで私は、こういうふうに挙げたのは、実は3密を防ぐには、朝日村としては私は既存の施設で、コテージとかいろいろあるわけでございますけれども、こういうものを今現在、村として、行政としましてはこれをいわゆる指定管理者に向けて出そうとしているわけですが、私はこの新型コロナの、まだ収まらない第2波、第3波が今後考えられるのではないかという中で、既存の施設をまずは使ってみないかというのが私の提案であります。ですから、その点について村としては指定管理という方向に向けて7月か8月頃に決めようとしていますけれども、私としてみればちょっと時期尚早ではないかと。現在、県でも宿泊施設が事業を中止せざるを得なくて、何人かの解雇を含めて再就職に苦労しているところもあります。全国でも幾多の撤廃をしたり、やめたり、あるいはほかの方向に生き方を考えているというようなところもある中で、ちょっと私は現在ある既存の施設を使うことが一番お金もかからず、しかも、例えば新型コロナの場合だったら3密を避けられる。まさに、そういう施設があるわけでございますので、私はそういうものに、これが使えたら本当に村民のためになるのではないかなど。指定管理はその先でもいいのではないかなど、私の考えであります。既存の施設をぜひ使っていただけたら。また、議会では、全員で見たわけでございますが、緑の体験館等がありますけれども、立派な建物ですけれども、中を見ていただければ大変な状況であります。これは直さない限り、ちょっと入れないかなと思うのですが、横にあるコテージはそういうものに使うならば、3密を避けるには最もいい施設で、例えば手洗いとか、ああいうものも完備しているわけですので、だから、私は一番は行政とか私たちの役目というのは村民のために私たちが働く、その中でどうやって金をかけずに使えるかといったら、そういう既存の施設を本当に有効に使うことではないかなど、こんなふうに考えたわけですから、私は今回、そんなことでコテージについても含めて今聞いたわけです。いわゆる、どういうところに災害の避難場所を設けるのかというのを聞いたのは、あるものを使ったらどうか、こういうことです。広い場所は先ほど言ったように土砂崩れとか風水害なんかの場合にパーティション、

またはパーテーションプラス、私はちょっと写真で、見たような気がするのですが、強化段ボールというのがありまして、それによるベッド、殊に高齢者は何かそういう横たわるところがないと非常に疲れるわけです、災害の際は。ああいうものもできれば強化段ボールといってしっかり、人間が乗っても壊れないようなベッドもありますし、ぜひ備品としてそういうものも考え、毛布がありますので、その上に毛布を敷いてやって横になって過ごせる。そういうものもぜひ考えていってもらいたいな、そういうことでこの点について、どのように考えているか、施設の有効利用ということでちょっとお聞きしたいわけです。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、ちょっと論点をまとめていただきたいのですが、ちょっと分かりにくい部分がありまして、今、お話をされた管理施設の関係と、コロナ対応の災害対策というのはどのような、何をお尋ねになりたいのか、ちょっとまとめていただけますか。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 新型コロナ対策については3密を避けるということでコテージをぜひ利用していただけたらいいかなということです。また、ほかのことについては、先ほど課長からも答えてもらいましたが、村の中央公民館と何かを使って災害、風水害といった、要するにいわゆる利用度、内容によって避難場所を考えていく必要があるのではないかと、こういうことでしたわけでございます。当局の考えをお聞きしたい。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。

コロナと激甚災害が起きたような場合、これは別物として私は捉えております。例えば、激甚災害が起きたような場合には、もう村は非常事態ですから、そういった施設を有効活用するというのもうこれは当然だと思います。それが指定管理に出ていようと出ていなくろうと、ああいった施設を使わせてもらうというのはもう真っ先に考えることだと思います。

今回の心配されるコロナが蔓延してきたときの避難所としては、要するに避難所を開設するには非常に苦勞がありますから、一々個別のコテージを開設するのは我々の能力からしてはちょっと無理があるかな、既存の施設で何とかやりくりができないものかというふうには考えております。

それでよろしいでしょうか、以上です。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうから答えていただきましたけれども、例のコテージは考えていないということですが、私はそういう村の施設ですので、ぜひそういうことも頭の中に入れてもらって、この対策を立てていただければありがたいということを述べまして、私の2番目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、9番、上條昭三議員。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 9番、上條昭三でございます。

本日は、3問の質問をさせていただきます。

1番目の質問、コロナ禍による、これ大変申しわけないですが、「か」の字をさんずいではなくて、示すへんに変えていただくようにお願いします。コロナ禍による家計経済支援相談室の開催についてでございます。

新型コロナウイルスは日本の産業のみならず、世界全体の産業に甚大な損害をもたらしました。コロナはヒト・モノ・カネの自由な移動を前提とする世界経済を麻痺状態に陥れました。日本でも新型コロナウイルスによる経済的な損失は大きく、特に、中小企業が影響を受けています。朝日村でも商工会が中心となって国の持続化給付金の申請の手助けをしています。また、商工会は村の事業継続支援金の申請のアドバイスもしております。5月中旬に全国的に緊急事態宣言が全面解除されましたが、まだ終わりではありません。今後、予想される第2波に向け、不要不急の外出の自粛、3密の回避、県をまたぐ移動の自粛等の必要性が感じられます。そのため、各種イベントは中止となり、消極的な経済活動が続くと思われまます。総務省が5月29日に発表した4月の労働力調査によると、パートやアルバイトなどの非正規労働者は大幅減でございます。コロナ禍のため、解雇、派遣切りなどで困っている方の支援策もいろいろあると思います。朝日村でも支援が必要な人にいろいろな支援策があるこ

とを伝え、一律11万円の支給で終わりではなく、手厚くコロナ禍による家計経済支援室なるものを設置して、予約制による相談室を開催されることを相談します。要するに、個人の経済的な困窮者を助けてほしいという提案でございます。

以上が、1問目の質問です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、上條議員1問目のご質問、新型コロナウイルスの経済的支援、相談室の設置についてお答え申し上げます。

議員ご質問の相談窓口につきましては、住民福祉課内に生活困窮のための相談窓口も常時開設しております、今回も同じ窓口で対応をしております。相談内容は失業、病気等、様々ではございますが、生活再建のため就労や医療機関へとつなぐ役目を担っております。また、緊急就労支援事業としまして、県社協を母体とします、まいさぼ東筑と協働で就労支援相談も行っております。お1人で悩まれることのないよう、いつでもご相談いただけるよう常時支援相談窓口を開設しております。皆様にお気軽にご相談をいただければというふうに思っております。

また、民生児童委員会とも連携を密にしまして、地域でも迅速な支援へつながるよう、きめ細やかな対応をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 個人の困窮者のための国の支援策だと思うのですが、60万円の融資を個人に行うと。また、場合によっては返済を免除されると、いろいろな支援策があると思います。そのような支援策もありますし、また、税金等の猶予、介護保険とかの猶予、いろいろあると思います。そういった面を今現在、告知放送なんかを聞いておりましたが、いろいろそういう相談がありますので、ぜひ相談してくださいというような広報が欠けているように思われますが、その点のご返答をお願いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 上條議員のご質問にお答えをさせていただきます。

住民福祉課内には、高齢福祉係のほうで生活支援、それからそのほかの係のほうで国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険ということで事務を行っております。そういった中で、先ほどおっしゃいましたように保険料ですとか保険税の猶予、あるいは免除というような申請が出されます。そういった折を押さえまして、生活のほうはいかがでしょうかということでもた声がけをしながら、そういった方が漏れることのないように対応をしてみたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いをいたします。

○議長（塩原智恵美君） 告知放送のことについては、対応をお願いします。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 事務局のほうでしておるつもりでございましたが、まだまだ足りないということですので、内容を簡潔にまとめまして皆様のお耳に届くように啓発を、力を入れていきたいというふうに思いますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 相談には個人的には内密に相談されることが必要になるかと思しますので、相談室というような形で電話で予約してくださいということで、相談室が役場庁舎内に何室かあると思います。そこなんかも利用して、ぜひ今後、対応していただくようお願いいたします。

以上で、1問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條昭三議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

松くい虫の防除対策についてでございます。

安曇野市では、松くい虫の空中防除をすると発表されました。また、松本市の臥雲市長は4日、今まで四賀地区で7年間続けてきて、本年度も計画していた松枯れ対策の空中散布を

実施しない方針を最終決定しました。臥雲市長は空中散布の効果を疑問視し、健康被害にも懸念されるとして計画を見直していました。代替案として、四賀地区29ヘクタールのアカマツの約7,000本に樹幹注入を実施すると説明しました。朝日村の松くい虫防除対策は伐倒薫蒸ですが、伐倒薫蒸で対応できなくなった場合は、松本市の対応は参考になるかもしれません。

その朝日村ですが、5月30日に下古見の山にある松枯れ木3本を薫蒸処理したいと連絡があり処理されたと思いますが、6月にはマツノマダラカミキリが飛び立つというぎりぎりの時期ではありました。朝日村の松枯れ木は5月末までに残さずに処理できたでしょうか。

以上が、2問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、上條議員ご質問の、松くい虫防除対策についてお答えいたします。

松くい虫被害の状況につきましては、昨年12月議会におきましても上條昭三議員よりご質問をいただきました。12月時点で把握していた、昨年把握していたものを昨年10月以前に枯れた松でございまして、松のマツノマダラカミキリが産卵したと思われる疑わしい松につきましては伐倒薫蒸処理をこの6月の月上旬までには全て実施済みでございます。ですので、昨年度は合計69本の伐倒薫蒸処理を実施したところでございます。

また、本年4月以降、職員が村内を巡回いたしまして確認をしたところ、新たに39本の疑義木を確認してございます。その節、4月以降、令和2年度の予算におきまして既に20本近い疑義木を処理しておりまして、その中に議員の、先ほどご質問をいただいたこの30日分の木も含まれてございます。これは昨年10月以降、枯損木となった木でございまして、この10月以降と申しますと、この木の中で産卵している可能性は低い状態でございますので、これらにつきましては今年の10月の産卵木とならないように引き続き、この6月、7月含めてでございますが、伐倒薫蒸処理を進め全てをなくしていきたいというふうに捉えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） ちょっと説明がよく分からなかったのですが、69本というのは去年、伐倒薫蒸した数でよろしいでしょうか。それ以降、39本が残っていて、残り20本を伐倒薫蒸して今現在は19本の枯れ木が、松枯れ木が残っていると。その19本については産卵している危険性がないと判断して残していると。そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、2回目のご質問にお答えします。

今、上條議員がおっしゃっていただきましたとおり、内容は同じでございます、それ39本のうち残り19本につきまして今年度、処理していくものでございまして、上條議員のおっしゃったとおりでございますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 19本はもう心配ないというふうに捉えてよろしいということですので、朝日村での松くい虫の防除対策は成功していると考えております。伐倒薫蒸でそのまま進むということで理解いたしました。

以上で、2問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

あさひプライムスキー場の存続についてでございます。

村長は当議会の本会議で、本年度のあさひプライムスキー場の営業はコロナ禍の影響もあり休止もやむを得ない状況になっているとの見通しを示しました。本年度がだめなら来年度はと考えている村民もいるかと思いますが、そのための努力はされるのでしょうか。また、1年休止する間、再開するための機械のメンテナンスはされるのでしょうか。

これが3問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、上條議員のご質問にお答えさせていただきます。

今議会における村長提案説明と重複内容してしまいますが、聞いていただければと思います。

村では、大型投資を行わず、現状のまま運営することが可能ならば、辺地債の償還が終了となる2年程度運営し、スキー場を継続させようの方針を決めまして、新たな事業者と大型投資をせずに運営をすることを条件に指定管者の交渉を行ってまいりましたが、コロナ禍の影響により、指定管理者を検討していた事業者が中止を申し入れてきましたので、現在、新たな事業者はなく、スキー場の見通しが立たない状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症は、冬場に猛威を振るうとの専門家の予測もあり、このような背景から、今では今シーズンの運営は非常に厳しく、休止もやむを得ないと状況を捉えてございます。

しかし、村といたしましては、2団体より強い継続の要望もありますので、大型投資を行わずに運営いただける事業者を引き続き探していきたいと考えております。

次に、1年間休止した際の機械のメンテナンスにつきましては、専門業者に確認をし、落雷対策など必要な部分については実施する予定があるということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 落雷対策だけで、例えば、今年、1年間休止して来年の冬、12月です、再開しようと思ったら落雷対策だけでその機械は使えるものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、2番目の質問にお答えいたします。

先ほど私は専門業者にお聞きしたということを申し上げましたが、スキー場、当初、造ら

れたときに入った専門業者でございます。その方にお聞きしたところ、取りあえず落雷対策だけを講じておけば、あとについては実際に運営をするときに定期的な点検を行えば十分大丈夫だということですので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 大丈夫ということでございます。

引き続き、専門の引き受ける委託業者を探していくということでございます。また、再開を望む団体も、あさひスキークラブとかPTAとかあると思います。その中で、村としては積極的に来年度は引き続き探していただけるということで理解いたしまして、3問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、10番、北村直樹議員。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 10番、北村直樹でございます。

私は今回、1問の質問をさせていただきたいと思っております、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスに関する今後の対策についてを質問いたします。

新型コロナウイルスの国内感染者が本年の1月16日に確認され、本日まで、6月10日の最新の資料ですが、ダイヤモンドプリンス号の乗員乗客を除くと、昨日までで1万7,255人。さらに、死亡者数は922人に上る状況となりました。また、新型コロナウイルスによる経済打撃は深刻な状態となり、その損失額は数十兆円に上るとの記事を読みました。幸いにも、当朝日村においては、感染者は発生していないが、これによる経済打撃の影響は少なからず発生していると思っております。サラリーマン及びパート、アルバイトの収入減等が挙げられるかと思っております。

そこで、議会と村ではいち早く新型コロナウイルスの支援対策を実施、全村民に対し1万円の給付、さらに、各家庭にマスクを配布する支援策等を実施してまいりました。私としては、この支援対策はとにかくスピード感を持って対応していただいたと感じております。このスピード感というところが非常に今後、大事になってくると思いますので、ちょっと頭の中に入れておいていただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルスの感染者数が全国的に減ってきている現状下ではありますが、完全にウイルスがなくなったわけではありません。新型コロナウイルスに関する情報を調べてみると、今後は第2波も起こり得るとの専門記者の意見もあります。したがって、ここで気を緩めることなく、引き続き新型コロナウイルス対策を行っていく必要があると私は思っております。

そこで、次の質問をいたします。

1つ目、財政調整基金について。

今後、コロナ関連における村独自の財政支援を行う場合、財政調整基金の取崩しをどの程度想定しておりますでしょうか。また、それに伴う支援対策はどのような案を考えているのでしょうか。

2問目、財政調整基金の現状について。

新型コロナウイルス関連の支援を行う場合、今後、行政運営計画を除き、最大でどの程度、財政調整基金の切崩しが可能なのか。現状の基金残高及び、コロナ関連による基金の取崩し可能金額についてお答えください。

3つ目、サラリーマン、パート、アルバイト家庭への支援について。

新型コロナウイルスの影響で経済が疲弊している現状下で、収入減となっている家庭が数多くあるかと思えます。また、経済の回復が新型コロナウイルス発生前までに戻るには相当な時間を要する中で、今後、収入が減った状況が続き、各家庭によっては生活に支障が出るケースが大いに想定されます。そういった方への支援対策について検討を行う必要があると思えますが、当局の考えをお尋ねいたします。

4つ目、学校、児童保育現場と教育現場の対策について。

新型コロナウイルスにより教育現場が長期にわたり休校となりました。その遅れを取り戻すために、夏休みを短縮する傾向があると思えます。夏の猛暑の中、授業を行うことが今後、想定されると思えます。エアコンの設置のない教育現場にいち早く設置を行うべきかと思えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

5つ目、役場行政スタッフの心労及び身体ケアについて。

新型コロナウイルス関連の対策により、業務が負担されているかと懸念がされております。日々、対応に当たる役場行政スタッフの心労、身体ケアも必要ではないかと考えておりますが、現状、どのような対策を講じておるのでしょうか。必要に応じて、人材の確保が必要であると思いますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

以上になります。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、北村議員の新型コロナウイルスに関する今後の対策についてというご質問でございますけれども、私のほうからは1つ目のご質問から3つ目までお答えをさせていただきます。

北村議員ご質問の、村独自の財政支援を行う場合、財政調整基金の取崩しをどの程度想定しているか、支援対策はどのような案を考えているかのご質問でございます。

初めに、朝日村の基金の状況でございますけれども、財政調整基金の残高はこの令和元年度末で約14億3,500万円になる見込みでございます。特定目的基金を合わせた全ての基金の残高でございますけれども、令和元年度末の比較はございませんので、前年度、昨年、平成30年度末のもので比較したものがございます。朝日村の全ての基金残高は約18億8,000万円でございます。この基金の残高を各自治体の財政規模で割った基金の残高比率というものがございます。それで比較した場合、朝日村につきましては県内58町村の中では基金の多い町村のほうから数えると36番目になっている状況でございます。

また、新型コロナ対策における財政調整基金の取崩しにつきましては、今定例会に上程しました補正予算を含めまして、村独自の新型コロナ対策関連の事業費は現在8,600万円となっております。このうち、国の第1次補正予算によりまして交付されます地方創生臨時交付金約5,300万円を差し引きました約3,300万円を現在、財政調整基金から取り崩すという予算になっております。

そこで、新型コロナ対策における財政調整基金の取崩しの想定はというご質問でございますけれども、新型コロナ対策につきましては全国民に関わる問題でございます。国民を感染症から守り生命や健康、生活を守る責任は国にございます。それに必要な財源についても国が財政措置を講じる責任があると思います。このため、地方6団体、この6団体につま

しては全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、それと全国市議会議長会、それと私たちどもの上部組織になります全国町村長会、それと全国町村議会議長会でございますけれども、そういった地方6団体や地方議会から国に対して地方創生臨時交付金の増額、それとコロナ対策に必要な十分な財政措置を求める意見書や要望書が提出されている状況でございます。

また、現在、国会において審議中の国の第2次補正予算におきましても、事前にこの地方6団体の代表と閣僚による国と地方の協議の場というものが設けられまして、この地方6団体から自治体向けの地方創生臨時交付金の大幅な追加、国による財政措置が要望されたところでございます。これら地方の要望によりまして、国の第2次補正予算の地方創生臨時交付金は前回から倍増となる2兆円規模の補正予算案が編成されております。

当朝日村への配分額は未定でございますけれども、前回の臨時交付金より倍増し、財政力の弱い自治体にも財源が渡るよう人口や財政力、高齢者数を元に配分するとされておきまして、相当な額の臨時交付金が交付されてくるものと思われましますので、当村におきましても現在、財政調整基金の取崩しを予定している事業の財源振替も含めまして、村単独の新型コロナ対策につきましても、この国の地方創生臨時交付金を充てまして、財政調整基金はできるだけ取り崩さないようにしてまいりたいと考えております。

また、それに伴う新たな村独自の支援策についてでございますけれども、現在、各課の提案等の取りまとめを進めております。今回、国の第2次補正予算で増額される地方創生臨時交付金2兆円でございますけれども、1兆円が事業継続や雇用維持に対して、残りの1兆円が新しい生活様式に向けた取組として交付金の使途が決められてくるようでございますので、当村への配分額や使途の内容を確認し、早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の財政運営を除き、最大でどの程度の財政調整基金の取崩しが可能かとのご質問でございますけれども、財政調整基金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、新型コロナ対策は国の責任で、国が財政措置を行うべきものであること、また、今後の経済状況を推測する中でも基金はできるだけ取り崩さずに維持していきたいと考えております。これにつきましては、国の財政赤字は今年の3月には1,114兆円と過去最高額を更新しました。国でもこの2度にわたる新型コロナ対策の補正予算は57兆円のうち34兆円は国の財政法で禁じられている赤字国債を特別の法律をつくって発行するものでございます。その負担は将来、先送りにされ、次の世代が背負っていくことになりました。地方財政におきましても、平成8年度以降、地方交付税の特別会計の財源不足は現在も続いておきまして、毎年、地方

自治体が赤字地方債と言われる臨時財政対策債を発行しないと運営していけない厳しい状況にあります。地方財政においてもその負担は将来に先送りされている状況にあります。こうした中、新型コロナによる経済の影響はリーマンショックをはるかに超えると言われております。今後は、国における国税の減収、赤字国債のさらなる発行、それに伴う地方交付税の削減が予想され、地方におきましては地方税の減収、また、赤字地方債である臨時財政対策債の増額も見込まれまして、村の財政計画の大幅な見直しも想定しています。

また、今後も新型コロナに次ぐ新たな感染症がいつ起こるか分からない状況です。基金も県下の町村の中では決して多くない状況にもありますので、今後の村民生活を守り、持続可能な財政運営を考えると財政調整基金は取り崩さず、できるだけ維持していく必要があると思います。

続いて、サラリーマン、パート、アルバイト家庭への支援についてでございますけれども、これにつきましては国の第2次補正予算におきまして、国による新たな支援策が検討されております。サラリーマンの休業補償につきましては、企業の規模、形態にかかわらず雇用調整助成金の上限額が8,330円から1万5,000円に引き上げられ、4月1日に遡って適用、対応期間も6月末から9月末に延長をされます。また、解雇等を行っていない中小企業は助成率が10分の10に引き上げられ、中小企業の負担なしに休業手当というものが検討されております。また、様々な状況から雇用調整助成金を活用しない雇用主も多いため、中小企業労働者を対象に労働者個人が直接申請を行い、支給される休業支援金も創設されます。また、この制度には労働時間が少なく、雇用保険に加入しないパートやアルバイトの非正規労働者にも適用するよう検討されております。また、既に解雇や雇用の面により仕事を失ってしまった方への失業手当の拡充も盛り込めております。

要約ではありますが、こうした国の支援が検討されておりますので、村の単独支援につきましてはこの国の支援策の状況を見ながら不足する部分につきましては検討してまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村子育て支援課長。

〔子育て支援課長 中村聡子君登壇〕

○子育て支援課長（中村聡子君） 子育て支援課長の中村でございます。

私、今回が初めての答弁でございますので、よろしく願いいたします。

私からは、北村議員の4番、学校、児童保育現場、教育現場の暑さ対策についての質問に

お答えいたします。

北村議員がおっしゃいますように、今年の夏は今から猛暑が懸念されるところでございます。ここ数年の夏の猛暑における子供たちの生活と学習の場の環境整備は重要な課題であります。当村におきましてはいち早く保育園は昨年の夏、全保育室に、小学校におきましては昨年の冬に全学級と特別教室にエアコンの設置を完了しております。子育て支援センターわくわく館につきましては現在3部屋の設置状況でございますが、今年度、当初予算で5部屋、今回の補正で1部屋のエアコンの予算を計上しております。このように、当村ではエアコンの設置におきましては対応できる状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 北村議員ご質問の5項目め、役場行政スタッフの心労及び身体ケアについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に対する職員対応といたしましては給付金、事務対応で2名の臨時的人材配置及び業務の外部委託、また、その他と業務では課を超えた職員の総合応援を実施いたしました。また、職場環境の改革といたしまして、国の専門家会議が示した働き方の新しいスタイル、6項目中5項目に取り組んでおります。5月中の時差出勤は17.4%の職員が活用中であり、サテライトオフィスといたしましてはピュアライン、マルチメディアセンター等、また、庁舎内の応接室を利用するとともに、部屋の活用が指摘されておりました保健相談室を職員の常駐化により利便性向上を図っております。また、執務室の換気能力増強のための空調改修も予定しております。

さらに、テレワーク、オンライン会議の今年度中構築をただいま検討中であり、ポストコロナ時代の働き方改革、BCP対策の視点から取り組んでおります。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） まず、企画財政課長に再度お尋ねいたします。

先ほど、答弁の中で、現在、財政調整基金については14億3,000万円あるということで、現在、執行している部分については3,300万円を取り崩したというご説明を受けました。コ

コロナ関連の対策は基本、国が責任を持ってやる。確かに、私はそのとおりだと思います。しかしながら、国が今やっている施策、支援者に届くまでどの程度時間がかかるということを考えたことがあると思いますでしょうか。今、国の中では様々な支援対策を行っております。例えば、これはもう全村民、多くの方が受け取ったと思うのですが、特別定額給付金一律10万円。これは本当に村と合体していち早く、これは本当に村がスピード感を持って対応したと思っています。こういった成功事例があります。しかしながら、雇用を守る企業サイド、例えば、持続化給付金、法人であれば200万円とか申請すればいただけるのですが、こういったものというのは本当今、時間がかかるのですよ。そういった中で、では、村や県が担う役割というのは私は非常に大きいと思うのです。やはり、その企業も売上げが今、相当減少してきております。その中で、こういった支援策、かなり殺到しております、申し込みが。その中で、やはり待ち切れない企業はたくさんあるのですよ。そういったところの背景をもう少しやはり理解していただきながら、さらに県や村としてやるべきことは、私はあるのではないのかなというふうに思っております。

確かに、財政調整基金を使わない、それは分かります。しかしながら、先ほど課長がおっしゃったように、村は標準財政規模に合わせれば、うちは基金のほうはまだ多いほうだというご説明もありました。今、この時期というのは本当に大変な時代だと思います。ここでやはり財政調整基金の必要性というのが私はあるのではないかというふうに思っております。いま一度、ちょっとお考え直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 北村議員のおっしゃるとおりです。それで、基本的にこういうように考えます。

これから国は第2次補正予算で、先ほども申しており、1兆、2兆円という策が出てきますので、それを明日かな、国会で予定する。内容が分かりますので、それからすぐに村としてどういったふうにしていくかということで今、あらかじめ各課から、先ほども申しましたけれども、アイデアをいっぱい上げていますので、これは最終的には議員の皆様のご理解、協力、または承認を得なくてはできませんので、早めにそれをまとめて議員の皆さんと全員協議会のような場面で一緒になって検討していく必要があるだろうと考えています。その中で必要ならば、では、一旦は財調から取り崩して使っていこう、やっっていこうではないかと、そういうアイデアが出てくると思いますので、そういうふうに今後、してまいりたいと

思いますので、全然スピード感がないではなくて、やってまいりますので、一緒になってまた検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 村長のほうから財政調整基金、そういった今後の対策についてご答弁いただきましたので、1と2については私のほうは理解いたしました。

次に、4番の児童保育、エアコンの設置についてなのですが、先ほどご答弁いただいたとおりエアコンのほうは教育現場、それから児童が関わる教室等々に設置をするということで一安心しておりますが、さて、では次に、エアコンを使うと当然、その3密というものがやはり懸念されると思うのですが、うまくエアコンを回しながら3密対策を、教育現場としてはどのように考えているのか、お答えいただければと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

〔子育て支援課長 中村聡子君登壇〕

○子育て支援課長（中村聡子君） ただいまの質問でございますが、国や県からも示され、当村におきましても新しい生活様式に基づく様々な対策を考えております。これにつきましてはこの後、清沢議員の質問にもあります小・中学校の予防策におきまして、教育長より詳しく答弁がございますので、ご返答いたしたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員は答弁を求めておりますので、答弁をお願いします。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの北村議員の3密を避ける、夏の間の教室の状況ということでございますので、お答えをさせていただきます。

文科省からの指示もありましたが、夏の間、冷房を使用しながら教室を密にしないということで、その冷房をしながらも、エアコンを使いながらも換気をするということを同時に行えという指示がありますので、その方向で今、現在も常に窓を開けて対応しているところでございます。そのようになります。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） ありがとうございます。

これは私の提案なのですが、エアコンを使って室内が暑くなる一番の原因というのは2つ考えられまして、要は外の外気の暖かい風が教室に入ってくる。これによって当然、部屋が暑くなる。それと、直射日光、こういったものもやはり室内の温度の上昇に当たるということで、大手の学習塾なんかでも使われているのですが、ちょうどいい例があるのですけれども、横に遮光つきの回転するカーテン、こういったものというのを開けて、要は設置することによって窓を常に開けておく。さらに、状況に応じて直射日光を遮断すると同時に、状況に合わせて風通しをよくすると、そういったことも対策として考えていただければなというふうに思っております。ただ、やはりエアコンをつけてカーテンも何も設置しないで窓を開けておくというのは、やはり非効率な部分もちょっとあるかと思っておりますので、もしよかったらこういったものも参考にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの北村議員のご提案でございますけれども、これからどのような新しい生活様式に従った授業対応ができるかということ、今後また検討してまいりますけれども、そういった外気をどのように遮断していくのか、あるいはまた換気をするのかということにつきましても、今のご提案を参考にさせていただきながら、また検討を重ねていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） それでは、最後に私の想いを告げて一般質問を終了したいと思います。

今、会社を経営する者にとっては非常に厳しい時代に入ってきております。コロナにより

売上げが減少になる。その穴埋めをするために金融機関から融資を引っ張ってくる。当然、それで運営のほうはしばらく行っていくことができるのですが、もともとの売上げが回復しない以上、やはり借りた融資というお金もどんどん目減りしていく。そうなっていくと最終的なしお寄せというのはやはり従業員、それから取引先になってくるかと思います。ぜひ、そこがやはり最終的に一番恐れるところでもありますので、どうか行政の皆さん、先を見て、そして、現状を見据えながらスピード感、先ほど私が一番最初に申し上げたスピード感を持ってぜひ、対応に当たってほしいと思っております。そんなことを願いながら、私の一般質問を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（塩原智恵美君） これより本会議を再開します。

ここで、午前中の一般質問、中村文映議員の質問に対する答弁の補足の申し出がありましたので、これを許可しました。

答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 先ほどの、中村文映議員のご質問2点について、お答えさせていただきます。

初めに、朝日村防災会議での委員の構成に議会議員が入っているかどうかという点でありますけれども、朝日村防災会議の構成には、朝日村防災会議条例第3条に、委員の構成について学識経験者のある者のうち村長が任命するとありまして、現在、村議会議長が委員として構成メンバーに入っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、災害対策本部長が村長である旨がどこに記載されているかということでありま

すけれども、災害対策本部条例では記載はされておりませんが、朝日村地域防災計画の第2節、非常招集職員の活動というのがございまして、そこに災害対策本部の設置というのがございます。そこで村長は風水害等、必要があると認められるとき並びに震度5弱以上の地震が発生したときは、朝日村災害対策本部を設置するとありまして、その記載に本部長（村長）という形で位置づけをされておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） これにて補足の答弁は終了します。

一般質問を続けます。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（塩原智恵美君） 1番、上條俊策議員。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 1番、上條俊策です。

私は、本日2問、質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1つ目としまして、新型コロナウイルス対策に関連してということで、村は、先般、議会からの要望等に基づきまして、生活給付策、それから事業者等向け給付型助成金、こういったものを採用いただき、早速早々のうちに、当初は5月の終わり頃か6月になるのではないかという話もありましたが、早速に速やかに対応をいただきまして、村民の皆さんも、本当早いな、すごいなと。村外からも、朝日村はこんなに早くできている。いい村ですね。そういう言葉も聞いているようなことで、大変うれしく感じているところでございます。

そこで本日は、この要望事項をさせていただいた中で生活給付策と事業者向けの給付型助成金、これは早速、もう実行して皆さんのお手元に届いているわけですが、その中でほかに事業者向けの融資支援策というものが要望として出させていただいておりましたけれども、その新型コロナウイルス対策事業主向け等の、この特別融資の創設はどうなっているのか。

それから、朝日村教育資金利子補給金交付条例ということで、前回のときに私、質問をさせていただきましたが、この教育ローンといいますか、そういったものが過去と違って今現在はいろいろ変わってきているので、なかなか実際に即していないということで、当時、こ

それはもう10年以上たっているものなので見直しを図るという答弁をいただいておりますが、その進捗状況はどうなっているのかということでもあります。

それと同時に、私、この通告書には載せてありませんでしたが、村といいますか、この生活給付策のほかに子育て支援ということで、18歳までの子供さんに一律1万円だったと思いますが、支給するというそのときに18歳ではなくて大学生とか、予備校だとか、専門学校とか、行っていらっしゃる方もいると。その方のことまで何とか考えてもらえないかということをお願いした件があったかと思いますが、今現在見ていると、昨日の新聞には、生坂村なんかもそういったような対応をされてきていると。生坂村は一律24歳まで3万円だったですか、山形村は米を5キロとか10キロとかというような、前、言っていましたけれども、一番、親御さんとしても大学とかそういったときに一番お金がかかる。そのときに、また大学生もそれぞれ県外へ行っている人は、学校が休校であっても帰ってこれない。ずっと長い間帰って行って、もし、何かあったら困るなというような考えで、子供さんたちもそういう意識をしてやってくれています。そんなことでぜひともこれを、コロナ対策の、さっき言っていました政府の交付金といいますか、それも決まっているわけではないですが、2兆円を上乗せとか、そんなことが言われておりますので、そういったものも使い道を、先ほどの誰かの話の答弁の中で今後のことも考えておくという話でありましたので、そういったものも、これも1つの検討材料としてつけ加えていただけたらなということをお願いしまして質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、上條議員ご質問の、議会要望事項に伴います新型コロナウイルス特別対策資金の創設につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による事業者支援につきましては、当初より村商工会の意見を聞く中、融資による資金調達については当然、借りますと返済が伴うということで、その借りる前に既にもう借りてしまっているものがあって、返すのに非常に苦しい状態になってしまうとかいう、そんな話も商工会の方と、あるということでお聞きしてございました。その中で、すぐに借入りは難しい事業者もいるので、まずはお金を借りるというよりも、すぐにお手元に入ったほうが良いという要望がございましたので、今回は給付型支援の要望が強かったことから、朝日村中小企業等事業継続緊急給付金をまず第1弾として実施させていただ

きました。しかし、上條議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症に伴います影響は引き続き厳しい状況であるということで認識してございますので、今後、商工会とまた懇談を持ち、要望内容等を確認し、支援策を検討してまいり所存でございますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 私からは上條議員ご質問の教育資金、利子補給金についてお答えをさせていただきます。

この事業につきましては3月議会の際、上條議員からご質問いただき、現在の指定金融機関等の教育ローンの商品や利用者のニーズに合わないものになっているため、今年度において見直しあるいは廃止を含め、検討をする必要があるとお答えをさせていただきました。

そこで、ご質問の現状での検討状況についてでございます。

初めに、現状での課題として、当村の制度は証書貸付型に対応した条例となっております。カードローンに対応できない内容となっておりますところ。そこで、これまでにこの制度を活用いただいた金融機関にヒアリングを行ったところ、金融機関の教育ローンの商品はカードローンが現在、今、主流となっており、当村の制度では利用者への紹介が難しい状況とのごことでございました。そこで、この制度を活用いただくには、金融機関の商品に合った制度に見直し、条例改正をする必要があると考えております。したがって、カードローンを含めた教育ローンに対応できる制度へ条例改正を計画しております。

今後、金融機関と制度内容の調整を行い、教育委員からもご意見をいただき、予定では12月議会で条例改正案の提出をさせていただきたいと考えているところでございます。また、今後の経過につきましては、議員の皆様にも時を見てご報告をさせていただきますので、制度についてのご意見もいただければと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條教育次長、答弁の中で、通告にはなかったですが、上條議員の求めている18歳以上の……そうですか、はい、分かりました。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、村の支援給付策としては18歳までということでやらせていただきました。あれからやはり時がたって、各自治体がいろんな新しい方策を出してきているとい

うように承知しております、その中の一つに、議員からお話がありました大学生までいろいろメニューが各自治体から出てきているということも分かっておりますので、これを早速やはり、2次の対応策の中に盛り込んで検討する必要があるだろうというふうに思っております。一応、どういう形になるかは今後また煮詰める中でご提示をさせていただき、予算編成も必要となりますので、改めて、先ほど申したとおり、議員の皆様にも相談を申し上げていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 産業振興課長からのお答えの中で、この事業者の借入資金、これは借りられる人も借りられない人もいるとか、そういう話がありましたけれども、それはこの制度をつくった上で、そういう必要のある人が行って金融機関でいいか、いけないかという審査はしてくれるわけですので、こういう制度をつくっておくということは、皆さん、ありがたいことで、この助成金を20万円ということですが、20万円ではそれこそ足りないという人がいっぱいいると思うのです。だから、もちろん借金すれば返すのは当たり前ですが、それはもうどこの会社だって借金はあると思うのです、ないところもあると思うのだけれども。でも、それによって資金繰りを皆、つけてやってくるわけだから、これをやることによって営業なり、商売をつなげていくわけですから、この融資制度を作っておくということは、商工会がそういうふうに言ったと今、お聞きしましたが、商工会がそういうふうに言ったわけですか。商工会員の誰かが言ったということですか。それは全然、その人の個人の見解であって、見てもらうと松本のほうでも塩尻でも、どこでもこの制度があります。それを申し込んだときに、いいか、いけないかという判断はもちろん、黙って貸してくれるわけではないので、そういったことですから、ぜひ、その制度は商工会の1人が借りると返さなければいけないという、それは全然、理由にはならないと思いますので、早速検討していただきたいなということを要望しまして、村長にも2次でこういった文を、通告書にも書いていなかったのですが、考えていただけるということで大変ありがたく思っています。も実行できますよ、よろしく願いします。

1問目、終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 2問目は、朝日村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定についてということで、今回の議案にもものってきておりましたが、それについて前回も聞きましたが、くどいようですけれども、もう一度確認の意味で質問させていただきます。

1つ目としまして、指定管理対象施設について、現状のままで指定し、何ら改修整備費用等は必要ないということで前は聞いておりましたが、それと併せまして、指定管理者はその現状をよく理解している、納得していると。今の居抜きのままだということだと思いますが、ということで聞いておりましたが、それで間違いのないわけですね、ということです。

2つ目は、指定管理は、この間聞いたときは6月17日からの予定と聞いていますが、今現在、コロナ問題で村の各事業だとかいろいろなものを自粛しているさなかに、6月17日から村外、県外からの観光客を迎え入れるがどうかということで、6月4日の説明では県外とかそういったのは7月か8月頃というようにお聞きしましたが、その辺、しっかりしたあれを、これから考えていくことでしょうかけれども、聞いておりませんので、そういったスケジュールがもしありましたら、もう一度お聞かせいただきたい。

3つ目としまして、説明資料の指定管理者の協定書と申しますか、協定書まではいいのですが、その中に、コロナの影響による予算計画と、実績とそういったものがマイナスとなった場合、村と協議をして、その事前に予測できたとか何かとかありましたけれども、そういった場合に、協議で村が負担をするというような条項があったかと思えます。そういうことで、これに対しても、またそこに予算書みたいなものがついていましたけれども、その予算書の数字はどういったことで計画されたのかということもお聞きしたのですが、それもはっきりした回答がありませんでしたので、ここで聞きしたいなということでございます。

4つ目としまして、非常事態宣言は解除されたとはいいいながら、収束したわけではありません。当村は幸いに感染者は出ていないということですが、これから第2波、3波が危惧されているときでもあり、慎重に種々に対応すべきであると思えます。例えば、観光施設の利用は村内者に限り、それに伴います草刈りとか整備等は今現在、費用をかけて村がやっていると聞いておりましたが、そういったことはあるにしても、それはそことして村では観光関係の事業者も少ないということもありまして、幸いなことに旅館だとか飲食だとか、そういったような関係、観光に関するものというのは、朝日村は少ないので経済的にもそれに対

する影響というものは少ないのではないかと考えています。これは、幸か不幸かどちらか分かりませんが、今現在の状態ではこういう観光、いろいろたくさんあるところはこれによってすごい頭を痛めているのではないかと、そう思います。

でありますので、そういったコロナのときに指定管理を受けた指定管理者も思い切った事業展開ができないというのが、近々にできるというあれは見えません。でありますので、あえて今後、指定管理というのを一旦考えて、今はこの村民に開放して、村民の皆さんもコロナでストレスがたまったり、村から出てはいけなとか、そういうようなこともありまして、いろいろたまっている部分があるかと思っておりますので、このいい時期なので、村民の皆さんに利用していただくと。そして、村民の皆さんにもこういった施設というものを十分分かっていて人が少ないのではないかなという気もしますので、ぜひ、それを村民に開放していただく。指定管理することに反対するわけでは毛頭ありませんが、この時期的なもの、だから、この機会は逆に捉えて、村民にとっていい機会になるように、村の人にとっていい機会になるような方向に検討していただけたらなということを申し上げまして、質問とさせていただきます。お願いします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、上條議員ご質問の、朝日村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定につきましてお答えさせていただきます。

まず、①の指定管理施設について、現状のまま指定し、改修整備費用等はないということ。また、指定管理者が現状を理解しているかということのご質問につきましては、施設の現場説明会を開催いたしまして、各施設の状況は認識していただいております。また、大きな改修や修繕は、村において今後、観光施設の方向性や公共施設個別計画の見直しを行う必要があるため、大きな改修等を実施できない旨を説明し、ご理解いただいているところでございます。ただし、雨漏りなど緊急事態対応として10万円までは指定管理者が、10万円以上は村が協議に基づき修繕等を実施する旨をお示ししてございます。

なお、観光施設の今後の方向性は、令和2年度内に決定し、村として施設を維持するため、実施する事業、これは改修や修繕、大型改修だと思っておりますが、そういったものについては令和3年度から順次計画的に実施していく方向でございます。

次に、②の新型コロナウイルス感染症対策に対する指定管理施設における観光客の受入れ

のスケジュールでございます。村では、これまでも県の方針を基本とし、観光施設の休館等を対応してまいりました。その方針は今後も変わりません。今回、指定をお願いする緑の体験館、屋外調理施設、緑のコロシアム、野俣沢林間キャンプ場の指定管理は6月17日に村と指定管理者との協定を締結させていただければと思っております。そして引き続き、6月中は準備期間とするため、一切、利用者の受入れは行いません。現在、担当課にはキャンプ場やコテージの利用について多くの問い合わせがございますが、7月1日以降、当面の間は県内の方に利用をいただき、様子を見ながら徐々に県外からの誘客も広めていく方向で指定管理者に要請してまいります。

次に、③の指定管理者が申請時に提出したこちらの予算計画、事業計画だと思えますけれども、予算計画につきましては前指定管理者の報告数字を村からお示しし、それに基づき申請者が計画したものでございます。ただ、新しい事業等につきましては新しい指定管理者になりたい方が計画をするかというところでございます。なお、この新型コロナウイルス感染症対策については、指定管理者は基本、村との協議内容、特に感染予防の対策であったり、休業の要請等に従うとともに、事前に対応策を検討する、実施することとしてございます。

今後、感染が広がり、休業要請等を実施した場合は、固定費等については村と指定管理者との協議の上、決定してまいるということで当初、応募するときの条件としてお示ししてございます。

次に、④の指定管理にするのではなく、しばらく様子を見ながら柔軟な対応を検討したらどうかというご質問でございます。現在、村の直営による施設の運営は、なかなか人的には厳しいものがございます。ノウハウも乏しく、効果的、効率的なサービス提供等は難しいと判断し、これまでも指定管理を実施してきたところでございます。そこで、民のノウハウを活用した指定管理により村民サービスの向上を引き続き図ってまいりたいというのが思いでございます。議員がご心配のとおり、新型コロナウイルス感染症対策が必要な時期での指定管理の指定となりますけれども、県の社会経済活動再開に向けたロードマップを基本とし、しっかりとした感染対策を講じた上で施設を有効に活用してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） ただいま説明いただきましたが、3番目の固定費というのがありましたけれども、固定費というのは何を指して固定費なのですか。その辺が分かったら。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） ご質問にお答えいたします。

村で、固定費等につきましては、光熱水費とかそういったものについて考えてございます。以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） これ、例え話で悪いのですが、何かのイベントをこの指定管理者が計画して、それでいろいろ準備をしたと。いっぱいもう準備をしないと進みませんので、けれども、急にこれがだめになってしまったと。イベントが中止になってしまったという場合に、それまでにかかったいろいろな経費とか準備した物品とかがあることもあるかと思うのですが、そういった場合に、事前に予測できたとかできないとかというのがあったのですが、そのところはちょっと難しいので、やるほうは一生懸命やりたいので稼ぐべく一生懸命やって、先のことを成功させるようにやると思いますけれども、それがたまたまだめになってしまった、例え話で悪いのですけれども、そういった場合、どんな対応になるのか、考えてはいないとは思いますが、もし、あれでしたらお願いします。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） お答えします。

まさしくそれが鉢盛登山、登山マラソンの例であると思います。あの登山マラソンのときには、もう去年の暮れから、または大会が終わった後、もう事前準備に入ったというような経過があって、コロナがこんなふうになるなんて、当時は予想もつきませんでした。ただ、今回の場合は、もうこれ予想しないとだめですので、全てのリスクを計算した上で本当にそのイベントをやるのかということと、もし、万が一やった場合でも、その責任は企画する側で取れと、村のいわゆる補助的なものはない、そういうふうに多分、なってくるのだろうと思います。ですから、あらかじめもうコロナの、またはその他のリスクも想定してというこ

とで行くのではないか、行かざるを得ない、または行くべきだというふうに思っていますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 今回は35分ということで聞きたいこともいっぱいあったのですが、駆け足でやっているの自分で何をしゃべっているのか分からなくなってしまうような感じですが、そういったことで今日は、具体的なこういう個々の質問事項だけをお聞きして、これに対してどうだということは、今日は申し上げませんので、これでまあまあお聞きできたと思いますので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 良 二 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、2番、高橋良二議員。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

1問、質問をさせていただきます。

村長の1年間の所感について、村長にお聞きします。

村長になられて1年が過ぎました。この間、副村長を迎え、積極的に行政運営をされてこられました。この1年は過去の種々の問題解決に翻弄され、思う施策になかなか手をつけられない状態であったように私は思っているところです。例えば、10年間にわたり、三俣作業棟の条例未公布問題、朝日プライムスキー場の指定管理の問題、新たに出てきた特別職の未払い問題等、数えれば過去の問題解決に議会も含めて後ろ向きになることに精力を費やされた気がしています。また、新型コロナ問題も起こりました。国が確固たる施策ができない中、特別定額給付金の支払いや村独自の種々な施策のスピード対応は村民の皆様も評価しています。村長公約の山雅ホームタウンは実行できた一つと思います。まだまだ過去の解決で

きていない問題がありますが、一日も早く解決して村民のための前向きな行政運営を希望してやみませんが、村長のこの1年間の自己評価は100点満点のうち何点つけられますか、お聞きします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、高橋良二議員の質問にお答えします。

1年間の自己評価は100点満点で何点をつけられるかという問いですけれども、さきの3月の定例会でも触れさせてもらいました。就任以来、1年が経過しましたがけれども、何しろ目の前の課題に、私なりにとって取り組んできた。そして、私にとっては難題続きでした。夢中で取り組んできましたので、まだまだ報告できるような状態ではありませんという心境を述べましたが、まだ今日現在もその心境どおりであります。

といいますのは、皆さんからの質問がございますようにコロナウイルスへの対応、そして台風や地震等、自然災害への対応、そしてスキー場、旧役場の方向づけ、条例問題のいろいろなものの解決、それと、清沢議員のほうからも特にいろいろ要望のありました再発防止策、まだまだ手をつけて、その途上でありますので、そういった理由でまだまだ自分的には達成感はないです。そして、なお今はまた今で、先ほども触れたコロナウイルス、対して各種行事、そして村政もまだまだ振り回されていますから、早く正常な状態に戻して令和2年度の事業計画を推進していかなければなりません。よって、自己評価点をつけるにはもう少し時間をいただきたいと思います。

それでも、そういう、高橋議員の質問でありましたので、自分で自分なりにちょっと考えてみました。自分で今まで1年間やってきて、マネジメント的によかったかなと思えるのは、人事だとか組織の再編成を早めにできたことです。約半年でやらさせていただきました。そして、先ほども出た副村長の起用ですとか、課長を大幅にローテーションさせたことでいろんな角度からいろんな力が付いてきたというふうに思っています。それが今回のコロナウイルスの対応にも少しは効いているのかなというふうに思っています。

そういったことで、大胆な、そういったこともできたなということと、それと新しく企画部門を、やはりちゃんとしたことだとか、子供政策を中心に考える部署をちゃんと作ったことだとか、そういった部分が自分としてよかったかなというふうには捉えています。

そのほか、職員の意識も前々、議員さんの質問の中に、村の職員の対応がレベルがよくな

いというようなことも言われましたけれども、少しずつ職員の意識も私の目から見て変わってきているのかな、少し欲目ですが、というふうに思っています。私、常日頃、自分の思いもあるし、言っていることは難しい問題には積極果敢にチャレンジして、それには自分で考えて、自分で行動しろと、そして、楽しい仕事に仕上げていく、そういったことが少しずつ職員の中にも意識的に変わってくればいいかなというふうに思っているのですが、そのようなふうに見える人も中には出てきておると思います。

そんなようなことでまだまだ途上でありますので、もうちょっとしてから自己評価、点数はつけたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 今、村長から丁寧な説明、ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） これで、高橋良二君議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます

私は今回、2問の質問をさせていただきます。

最初に、皆さんからも質問が出ていますが、同じようにコロナ禍における新しい生活様式の朝日村モデルということでご質問をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策においては、村の対策本部を中心に当村独自の支援策等を含め、迅速な対応を進めていただいております、関係する行政当局の皆さんのご努力に深く感謝を申し上げます。

そうした中、長野県においては5月13日以降、感染者が発生しておりません。そして、5

月25日には全国の緊急事態宣言が解除されました。とはいっても、感染リスクがなくなったわけではなく、村の広報やホームページ上でも重ねての注意喚起を継続しており、長野県でも第2波感染を懸念し、独自の県新型コロナウイルス感染症等対策条例案の骨子が示されるとともに、今後の新しい生活様式を取り入れた社会経済活動を再開ロードマップなども制定され、コロナ禍における私たちの今後の生活の取組方について、それぞれの立場から施策が打ち出されてきておりますが、従来どおり通常の生活に戻るのではなく、実際に自分たちの生活にはまだまだ幾つかの制約条件が課せられた生活様式となりそうであります。こうした新生活様式はいつまで続けていくのか。

国や県から、今後の施策が幾つか示されておりますが、内容が難しく具体性に欠けるため、よく理解できないという声をよく伺います。現在のお願ひだけの政策では不十分であると考えます。何を、いつまで、どのようにといったように、具体的事例を示していただきたいというふうに思います。実際には、村民の皆さんは村から発信される新型コロナウイルス感染予防施策を常に理解して全てに対応できるといった内容にさせていただくことを切実に要望しております。

ついでには、今後の感染状況によっては対策内容には変化するかもしれませんが、現段階で次のような項目につきまして、村の新型コロナウイルス対策本部において打ち出されているお知らせ内容に加えて、もっと具体的な事例を挙げてコロナ禍を生きる生活ガイドライン、あるいはコロナ禍を生きる（仮称）朝日村モデルなるものを示していただければ村民も、そして飲食関係業者も先が見え、安心できるものではないかなと考えますが、行政の考えを伺います。

1つ、新しい生活様式の実践はいつまで行うのか。村広報ではワクチン開発等までとありますが、ワクチン開発普及が実現すれば、全て従来どおりの通常生活でよいのか。となれば、よく言われておりますが、1年か1年半ぐらを考えていればよいのか。

2つ目ですが、実際に各組織団体で本当に会食、懇親会、あるいは仲間との懇親会を実施してよいのか。今までどおりやってよいのか、あるいはその場合、店側、利用者側に制約条件があるのかどうか。

3つ目ですが、イベントや行事の開催について。公民館行事は具体的に項目が挙げられて示されておりますが、行政主催の会議だとかイベントにおいて、例えば成人式や戦没者慰霊祭、安協総会、あるいは各種講演会など、年間定例的に開催されている会議イベント行事を具体的に挙げて中止、延期、実施する場合などはどのような形でやるのか、こんなのを具体

的に示していただきたい。

また、よく言われます冠婚葬祭はどのような形で実施すべきか。その施設によって違うと思いますが、心配している方も結構おります。

5つ目、小学校の教育現場においては、各机に飛沫防止用のアクリルを設置している事例も聞きます。朝日小学校、鉢盛中学校ではどのような予防策をして授業を続けていくのか。また、遅れている学校教育内容はオンデマンド型授業で補填していくとのことでしたが、具体的にどのような内容か。また、夏休みを短縮して補填していくこともあり得るのか。PTAとか保護者の皆さんが具体的に知りたがっている内容でございます。

6つ目、朝日村中小企業等事業継続給付金、緊急給付金は令和2年3月、4月の売上額の減少を対象としているが、5月以降も同様の状況が続いた場合については、寄附金の申請を受け付ける方向性もあるのかどうか。

7つ目ですが、今後、オンライン授業、オンライン会議などがかなりウエートを占めていると思われます。あるいは、企業関係のテレワークの継続推進が叫ばれている中で、まだまだ各家庭でIT環境の整備されていない自宅もあるため、今後、新たに環境整備を考えている家庭へのオンライン環境整備補助金、これも私の仮称ですが、こういったものを村独自の補助制度として創設するお考えはあるのか。

そして最後ですが、今後、村民が安心した生活を実現するため、松本歯科大、あるいは最近、ニュース等で幾つか事例が挙がっておりますが、朝日村でも村民希望者にコロナウイルス抗体検査を実施するお考えはあるのかどうか。こういった内容について、今後の方向性を示していただきたいなというふうに希望しておりますが、村としてどのようにお考えか、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、私から清沢議員ご質問の1つ目の、コロナ禍における新しい生活様式の朝日モデル、それから、8番目の村において村民の希望者への抗体検査の実施についての考え方についてお答え申し上げます。

1つ目のご質問、新しい生活様式の実践はいつまで行うのかについてでございます。

議員おっしゃられますように、ワクチンが開発普及されれば、インフルエンザのように感染予防対策が劇的に解消されると捉えております。しかしながら、現在、ワクチンの開発が

いつになるかは県へも確認をいたしました。また明確な時期ははっきり分らないとの見解でございました。

次に、8の抗体検査の実施についてお答え申し上げます。

松本歯科大学で行われております一般向けのコロナウイルス抗体検査は、地域の感染状況を推測できるなどと有利な、有効な点がある一方、正確さといった調査はまだ不十分であると現在ではされております。現在、国内で市場に流通しております様々な抗体検査キットは、研究用試薬であり、薬機法上、承認を得た抗体検査はなく、診断を目的として単独で用いることは現在は推奨されておられません。このため、村といたしまして、現状では村民の皆様へ抗体検査の推奨はできないと捉えております。今後の動向を見守りながら対応を検討したいというふうに思っております。一日も早いワクチン及び検査キットの開発を切に願うものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員ご質問の、私からは2と6につきましてお答えさせていただきます。

コロナ禍における懇親会の実施や店側、利用者側に制約条件があるのかというところでございますが、村から、まず村民の皆様へ懇親会をこうして実施してほしいとか、店側が利用者側に制約条件をお願いすることはありません。既に、新しい生活様式の実践の中、感染防止対策を講じて営業されている事業者さんはいらっしゃいます。なお、県では新型コロナウイルスの感染防止策を検討実施する事業者の活動を応援するため、ステッカーやポスターを店の入り口などに掲示し、安全対策をアピールし、お客様に安心とサービスを提供する新型コロナ対策推進宣言を創設しています。このような取組に、村内事業者も取組いただければ、利用者は安心し、感染防止への理解も深まると思いますので、村といたしましても同様な対策を今後、早急に実施してまいりたいと思っております。

その中で、村民の皆様には個人やお仲間でご検討をいただき、ご活用をいただければと思っていますので、よろしくお願いたします。

続きまして、朝日村中小企業等事業継続緊急給付金につきましてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴うこの給付金は6月3日現在、申請者数が37件、支給件数34件の支給総額566万2,000円となっております。商工会に状況を確認しますと、5月以降も村

内事業者の中には厳しい状況が続いている業種もあると伺っておりますし、3月、4月を対象とした中小企業等事業継続のこの給付金の給付要綱に合わず、4月、5月を対象としてほしいというご意見も2件ございます。そのようなご意見を反映する中、また、商工会より今後、村に再度、支援を要望したい旨のお話も聞いてございます。要望内容が提示されましたら内容を確認し、支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 清沢正毅議員ご質問の3項目めと4項目めについてお答えさせていただきます。

初めに、3項目め、会議、イベントの開催検討についてでありますけれども、村では会議、イベント開催に当たりましては、朝日村職員の新型コロナウイルス感染症対策として、会議開催時の諸注意を定め、開催計画を検討しております。注意項目は、3密を避け、会議出席者の離隔をできるだけ2メートル確保、マスク着用、換気、会議前後の消毒、マイクの共用禁止、以上です。各事業、会議の対応状況につきましては、林議員への各課からの答弁の中で説明させていただいておりますので、省略させていただきますが、ここで一例を挙げて説明いたしますと、毎年8月15日開催の成人式。これは例年、参列者が成人者、来賓者等で100名にわたる式典となっております。今年の開催は3密、離隔2メートル確保、マスク着用、換気を考慮し、開催内容を時間の短縮、役場大会議室及びホールを一带利用した形、来賓者の縮小といった感染症対策を検討し、8月15日に開催する予定としております。

次に、4項目め、冠婚葬祭の実施形態についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症を想定した日常生活の中におきましては、議員がご質問の中でもおっしゃいましたが、県のロードマップ、または厚生労働省が示す新しい生活様式、これらを考慮していただくことをお願いするものであります。実際、冠婚葬祭の実施に当たりましては、行政主導の性格ではなく、関連業者等の判断により行われるものである行事でありますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 引き続き、清沢議員のご質問に私のほうからお答えをいたします。

5つ目の小・中学校の予防対策と授業補填についてのご質問にお答えをいたします。

まずは、3月より3か月間続いていた休校措置が開けて、子供たちが学校に戻ってきたことに対して非常に安堵をしているところがございます。保護者、地域の皆様のご協力に心から感謝するものであります。朝日小学校と鉢盛中学校の教育活動における感染防止策についてでございますが、多岐にわたりますので両校とも共通する対策についてお答えをいたします。

1つ目に、個々の感染防止策としては手洗い、消毒、マスク着用はもちろん、毎朝の健康チェック、検温を実施しております。

次に、3密を防ぐ対策を徹底しております。密集密閉を防ぐため、教室では児童間を1から1.5メートルの間隔を取り、全員前向きに座ります。小学校では廊下の壁を取り払い、間隔を広げる工夫をしています。また、現在は冷房をしながらも常に喚起を行いながら密閉空間を避けております。密接を防ぐため、例えば、体育の授業では身体接触のある運動を避け、個人種目的な運動を今は優先し、音楽では歌うことや楽器を吹くこと避け、打楽器や鍵盤楽器の演奏をするなど、単元の組替え操作をしながら進めております。また、黙って前を向いて聞くだけの授業では、どうしても無理が生じるため、小・中ともに児童・生徒全員に飛沫感染防止用のフェースシールドを用意し、例えば、理科の実験や対面でのグループ学習、外国語の会話発言等の場面で活用をしております。子供たちは大変うれしそうに利用していると伺っています。いずれにしましても、以前のような形態での授業はできなくなってきておりますので、新しい生活様式に合わせた授業の在り方を今後も探ってまいりたいと考えております。

続いて、遅れている学習進度をどう取り戻すかということについてでございますが、基本的にこれからの授業の中で取り扱うこととなります。夏休みについてでございますが、当初の計画より短縮して授業日を増やします。朝日小学校は14日間短縮して8月1日より19日まで夏休みとします。鉢盛中学校は11日間短縮して8月1日より18日までです。

また、文科省からの指示により、学校行事の見直し、学習内容の重点化など工夫を行いながら授業時数の確保に努めてまいります。今後、万が一感染による休校措置を取らざるを得ない場合にも、学びを止めない対応を行います。小学校では、児童に1人1台端末がない現状では、5月に実施しましたように、オンデマンド型の動画による国語や理科など教科の学習を担当の先生方が作成し、それを配信して学習プリントと併用した学習形態を進めていく予定です。ネット環境のない児童にはDVDを渡して見てもらう対応を取ります。現状では、

この方法が最善だと考えております。

私のほうからは以上でございます。引き続き、教育次長より、清沢議員7番目の質問への解答をさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 私からは、清沢議員ご質問の、7番目のご質問にお答えをさせていただきますが、ご質問の中に今後のオンライン授業の内容がありますので、教育委員会のほうから答弁をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

初めに、小学校の家庭でのIT環境についてでございます。朝日小学校では、新型コロナウイルス感染症拡大による休校措置も行ったことに伴いまして、児童の学習の機会の確保を進めるため、これからの学習機会確保のための調査として4月28日、全児童を対象に保護者へアンケート調査を行っております。アンケート内容は、家庭でのインターネット動画を見る手段、方法の有無、DVDを見る方法、情報を印刷するプリンターの有無やインターネットを利用するに当たってネットモラルを子供と決めているかなどについてでございます。このアンケートの結果から、インターネットの動画を見る手段がないが4.1%、スマホ以外に動画を見る手段がない12.9%となっており、合わせてスマホ以外で動画を見る手段がない世帯は約20世帯ほどとなっております。全ての児童がインターネットを活用した学習を行える状況ではございません。このことから、今後のコロナウイルス感染拡大による学校の休校措置等で学習保障の対応や、現在進めておりますGIGAスクール構想の実現により、家庭でのタブレット等の端末による学習も考えられることから、早期に家庭でのインターネット環境整備を進める必要があると捉えております。

そこで、議員ご質問の、村単独の補助制度の創設については、ご提案をいただけてきました環境整備を行う家庭への補助も踏まえ、今後、制度設計を検討してまいりたいと考えております。当面につきましては、子供たちが使う場合には中央公民館、図書館、子育て支援センターなど公共施設でWi-Fi等の環境を整備し、対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員、再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ご回答、ありがとうございました。

35分ですので時間があまりありませんので、再質問をしていると次のほうに入れませんが、ちょっとまとめたいと思いますが、幾つか私のほうで具体例を挙げて8つほどお願いをした内容ですが、一番何を言いたいかというと、最初のほうの話もありました。村民の皆さん、具体的に何をどういうふうに、いつまでどうしていったらいいかということを知りたいということで、先ほど今、説明があったような内容をぜひ、村からホームページですとか、村民への広報の内容の中に、ちょっと具体的に落とし込んで話を徹底してもらいたいな。今、質問に答えていただいた内容で、聞いている村民の皆さんも、ある程度の実際の事業だとか行事だとか会議の持ち方だとか、そういうのは理解していただいたと思います。こういったものをこの中に取り込んで、分かるようにしていただきたいというのが一番の要望でございます。まだまだお願いしたいことがあるのですが、そうはいつでもこういった今、代表的な項目等について実際にそこに記載してやっていただくと。コロナは先ほど話もありましたけれども、国の責任だということがありますけれども、大阪モデルだとか北海道モデルもあるように、朝日村としても今後、いつまで何をどうするか、ある程度の進め方を朝日村モデルという言葉でいいのかどうか、これはちょっと私の一存ですが、そういうものにして打ち出していったっていいのではないのかなと。それで、村民がこの決定内容を見ていけば、今後、どういう行事がどういうふうに行われて、どういうふう到我々は行動していったらいいか、こういうことが理解できるような、そんなものにしていていただきたいな、これが一番の要望事項でありますので、今答えていただいた内容等を含めて、今後の村民へのアピールの内容にそういったところを付け加えていただきたいということをお願いして、第1問の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問に入ります。

危機管理の強化ということです。最近、頻繁に発生している長野県中部群発地震が朝日村に最も近い松本市が震源地であることから、私たち村民はいつ大きな地震が発生するかもしれないという恐怖感に駆られる日々であります。朝日村は既にハザードマップが作成されており、毎年、防災訓練が実施されております。また、土砂災害危険区域においては地区防災会が独自の防災マップを作成して有事に備えております。しかし、先ほど中村議員からも

質問ありました。この朝日村防災マップも平成27年版であり、その後、更新されておられません。一部、29年、先ほど見直しがあったという話もありますが、実質まだハザードマップの見直しの中に生かされていない部分もあります。いずれにしても、6月の補正予算でハザードマップの見直し、更新が予定されておりますが、防災本部である役場庁舎の位置が旧庁舎のまま今のハザードマップの中には載っておりますので、大きな問題であるというふうに思います。

とにかく、4月から頻回する地震がいつ大きなものとなって私たちの生活を脅かすか分かりません。現状において、その発生率は非常に高いものと考えなければなりません。ついては、新型コロナ対策で繁忙の日々であります。万一の大地震に備えて災害リスクを最小限にすべく、ハザードマップに基づき、以下の項目に対してセーフティーアセスメントを実施をし、危機管理を強化しておく必要があると感じますが、行政のお考えを伺います。

1つとして、既に4月から群発地震によって村内にある急傾斜地崩落危険箇所及び土石流危険渓谷に異常が出ていないかどうか、この確認の必要があると思います。

2つ目、地域自主防災会との連携、避難救助体制の再確認と安否確認方法の事前の打合せが必要であると思うのです。

3番目、防災関係機器、特に緊急放送機材及び防災無線の機能点検の必要性を感じます。

4つ目、6月補正予算で避難所開設等の衛生環境確保に段ボール製パーテーションを新規購入するとのことがありました。新型コロナウイルス対策としてソーシャルディスタンス対応に適應するのか。設置は50世帯とあるが、各地区避難所にどのように配分するのか、本当に数は足りるのか、この辺は先ほど、中村議員さんの質問でもお答えいただいています。

5つ目、各家庭への大地震に備えての注意事項を事前に喚起しておく必要性はないか。この辺について、トータルで結構です、あまり時間がありませんので、お答えいただきたいとします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、私からは群発地震により急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流渓谷に異常は出ていないかの安全確認についてお答えさせていただきます。

長野県が指定しました急傾斜地崩壊危険区域、それから土石流が発生する区域につきましては、長野県それから朝日村におきまして現地確認を行っております。長野県の松本建設事

務所では年1回、定期点検を行っています。私たちは、朝日村としては最近の震度3の地震を観測した4月23日26日に職員が、川の濁りや崩落があるかどうか、ブロック塀に異常があるかないかパトロールを行い、異常がなかったということを確認しております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 清沢議員ご質問の内容につきまして、2項目めから回答させていただきます。

初めに、地域自治防災会との連携、避難救助体制の再確認等ということでもありますけれども、自主防災会との連携につきましては、毎年開催の地震防災訓練において実施をしております。

次に、3項目めの防災関係機材等の点検ということでもありますけれども、これら機材につきましては毎年、定期的に業者による定期点検を行っております。また、各家庭の戸別受信機につきましては、個別に障害があった場合には村が直接、随時対応をしているところであります。

4項目めの避難所への段ボールパーテーションの設置についてでありますけれども、今回、6月補正で計上させてもらっております50セットにつきましては、先ほど、説明させていただきましたが、最大被害想定190人、いわゆる200人分をカバーできるものであります。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症の関係もございますので、さらに臨時交付金を活用してこのパーテーションの追加整備を現在、検討中であります。

また、最後の5項目め、各家庭への大型地震に備えの注意喚起でありますけれども、議員ご指摘のとおり、最近の群発地震、朝日村におきましても6月12日までに26回発生をしている状況であります。災害時には一番最重要となるのが各自が自分の安全を守るという自助が最重要とされております。そういったことから、日頃から非常食の備蓄等を繰り返し注意喚起するとともに、特にこれから迎えます防災の日、または地震総合防災訓練の前後におきましては周知を強化する予定となっております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員、再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。時間もありませんので、縮めたいと思います。いずれにしても群発地震、本当にいつ大きな地震になるか、これを皆、懸念しているところでもあります。したがって、それに備えて、やはり事前にリスクを最小限に抑える。これは、コロナの最中でもやはり一番重要なことだと思います。今度の防災訓練は9月、そのときにもっと具体的にそういったところを生かしながら、地域防災との連携を密にして、実際の地震を想定しながら避難所の関係の部分も確認しながら、ぜひ、有意義な訓練になるように進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（塩原智恵美君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は今回、1問の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスに対する村の対応についてであります。

猛威を振るった新型コロナウイルスも、やっと収束の兆しが見え、緊急事態宣言も解除され、日常生活に戻りつつあります。しかしながら、一部地域ではまだ予断を許さない状況が続いており、完全収束は望めず、ウイズコロナと言われるように今後、どうコロナウイルスと向かい合っていくかが問われることとなります。また、コロナによる経済活動、住民生活に及ぼす影響は計り知れないものがあります。朝日村でも村独自の対策が取られ、多くの住民から高い評価をいただいております。そこで、今後の村の対応について提言を含め、お聞きいたします。

まず第1として、朝日村中小企業等事業継続緊急給付金についてであります。先ほども質問があったと思いますが、前年同期比30%以上減額に対して、前年同期比3、4月ということで今回は、その対象者を絞っていました。ところが、やはり、少し期間がずれた感じで、非常に厳しい状況になっているということで、前年同期比5月、6月までというふうにはできないかということでもあります。

2番目として、今後、第2波、第3波に備えて全戸にマスクの配布はできないか。

3番目、村内経済活性化のために、プレミアム商品券の早期発売ができないか。また、県の支援もあるとお聞きしますが、増刷のお考えはありませんか。

4番目、東京一極集中是正、地方に人口分散という声が、このところ日増しに高くなってきております。従来の村の人口対策から一步進んだテレワーク、サテライトオフィスに対応したインフラ整備です、これを完璧にして自然環境を売りにして首都圏の企業にPRしたらどうかという提言であります。

当局のお考えをお聞きいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員ご質問の、私からは1と3についてお答えさせていただきます。

まず、1の朝日村中小企業等事業継続緊急給付金につきましては、3月、4月後、前年同期比5月、6月にできないかということですが、先ほど、清沢議員にお答えしたとおり、商工会と要望確認、また状況を確認しながら支援策は検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、プレミアム商品券についてでございます。議員ご承知のとおり、県より新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている事業者ができるだけ早く元気を取り戻せるよう、県民一丸となって消費を通じて応援するため、市町村が実施する消費喚起事業、プレミアム付商品券の販売など、直接消費の促進につながる事業に補助する旨の情報が来ております。そこで、当村では今年度、当初予算においてプレミアム商品券の発行を計画しておりましたので、時期について悩んでおりましたが、この県の補助を活用したプレミアム商品券の発行を計画したいと考えてございます。時期につきましては、7月下旬から8月上旬頃の発売を予定し、プレミアム率30%、発行部数2,000部を想定しておりましたが、今回、増刷し、2,800冊とする案を考えてございます。詳細は今後、議会とご相談させていただきながら経済効果が早期に発現できるよう実施したいと考えておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 高橋議員ご質問の内容につきまして、2項目めについてお答えさせていただきます。

2項目め、第2、第3波に備えた全戸へのマスクの配布についてということでありますけれども、現在、村では新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金による全戸へ配布するマスク購入について検討中であります。第2波、第3波の状況によりましては全戸へのマスク配布を実施予定であります。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私からは、高橋議員4番目のご質問のテレワーク、それとサテライトオフィスに対応したインフラ整備についてのご提言についてお答えをさせていただきます。

高橋議員のテレワーク、サテライトオフィスに対応したインフラ整備についてのご質問につきましては、旧おひさま保育園の活用としまして、以前も中村議員のご質問にも村長がお答えをさせていただいております。このテレワーク、サテライトオフィスにつきましては、民間事業者で設置されているもののほか、県内でも幾つかの市町村で開設をしております。近隣では麻績村、塩尻市で取組が行われておりますけれども、麻績村では現在、利用者はいない状況であるようでございます。また、塩尻市におきましても都会からの活用はなく、今のところ、地元企業が入っているようでございます。県内では軽井沢や白馬、八ヶ岳の周辺などの自治体では観光地ということもあり、ロケーションのよさ、またはアクセスのしやすさなどから、企業から引き合いもあり、定住にもつながっているようでございますけれども、テレワークセンターやサテライトオフィスの運営には専門の職員を置いて、企業とのコーディネートをしていかないと難しいという話も聞いておりますし、テレワークに来られる方の住居施設の整備も必要になると思われれます。また、自治体のテレワークセンターやサテライトオフィスの多くは使われなくなった公共施設や民間の空き施設の再利用として設置している状況でございます。当村では、旧役場庁舎、旧おひさま保育園の利活用としての設置も考えられますが、両施設は耐震性がなかったり、アスベストを含んだ建材が使用されていたり、改修に多額の費用が見込まれるという難点もございます。また、公共施設として設置するには村民の関わり方や福祉の向上にどう結びつけていくのか、検討も必要であると思っております。整備に向けて課題は多いわけですが、高橋議員おっしゃられるように、今後は働き方改革や

今回のコロナの影響で在宅勤務という形態も考えられますが、この東京から離れた場所等でのテレワーク、またサテライトオフィスというものも増える状況になっていくことは考えられます。今年度は、先ほどの旧役場庁舎、また、旧おひさま保育園などの空き施設の今後の在り方について検討を進める予定でおりますので、こうした空き施設となっている施設の活用、今後の国のテレワークの状況などを考慮し検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 1番、2番、3番というふうに、それぞれ検討されているということで心強く思っております。ぜひ、お願いしたいと思います。

今の4番目でありますが、やはり状況が変わっているという、その辺の認識はしっかり持っていて、先ほど、清沢議員のほうでも、一般家庭のそういった通信整備というか、そこに補助を出せないかというような話もありました。それも含めて全村的にもう一度、そういうインフラが、いつ、サテライトオフィスといいますか、そういった状況になっても対応できるように備えておくということが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 議員おっしゃるとおり、やはり今回のコロナでいろいろ今、やり出したことを後退させるわけにはいかないという世の中、そういう流れになっています。ですから、テレワークは一層進むでしょうし、もしかしたらサテライトオフィスも進むでしょうしということだと思います。

先ほども企画課長のほうで答弁をいたしましたけれども、ちょっとそのいろいろなことは分かりますが、乗り越えるハードルはかなり高いと思っております。ただ、1つの例として、緑の体験館だとか、あの周辺のコテージ、ああいったものが逆にそういったオフィスの環境で借りてくれる人がいれば、例えば1か月借りるとか、そういうようなことに使ってくれる人がいればいいかなと思っております。あの辺はWi-Fi等の設備ももう完備済みであ

りますので、即、そういう使い方は可能であるというふうに思っています。ですから、議員おっしゃられる、状況は変わってきているということは常に念頭に置きながら考えていきたいと思えます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 私の質問内容、ほとんどお答えいただいたということで、以上をもって終わりたいと思います。ぜひ、意識だけでもまず高めていただいて取り組んでいただきたいということを要望して終わりにしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了しました。大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時27分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年朝日村議会6月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和2年6月12日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第54号から議案第65号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第4 議案第66号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第67号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第6 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 第7 議案第66号及び議案第67号並びに発議第2号の議案提案説明
- 第8 議案第66号及び議案第67号並びに発議第2号の議案内容説明
- 第9 議案第66号及び議案第67号並びに発議第2号の質疑、討論、採決
- 第10 議員派遣について
- 第11 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	塩 原 康 視 君
企 画 財 政 課 長	上 條 晴 彦 君	住 民 福 祉 課 長	上 條 文 枝 君
建 設 環 境 課 長	上 條 浩 充 君	産 業 振 興 課 長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	子 育 て 支 援 課 長	中 村 聡 子 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 上 條 裕 子 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 上 條 俊 策 議員

2番 高 橋 良 二 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第54号から議案第65号までの質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、議案第54号から議案第65号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（朝日村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は承認することに決定しました。

次に、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は承認することに決定しました。

次に、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度朝日村一般会計補

正予算（第2号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は承認することに決定しました。

次に、議案第57号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 朝日村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 1番、上條俊策です。

私は、一言、質問をさせていただきます。

朝日村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定について、現在、新型コロナウイルス感染症問題で、いつ終息するかも予想もつかない今、なぜ緊急に指定管理者の指定をしなければならないのか、お聞きします。

村は、公共施設の個別計画を策定中と聞いています。また、指定管理の対象物件は何ら補修等必要もなく、現状のままで応募者も理解していると聞いていますので、当面、何ら費用はかからないものと判断します。

そこで、指定管理をしたとしたら、5月29日に提出された資料の説明では、新型コロナウイルス感染症が広がり、休業要請等を行った場合は、両者協議の上、事前に対策不可能な経費の増加及び事業履行不能の場合、村がリスクを負うとなっています。また、利用管理していく過程で、現在は施設に何ら不備はないと聞いておりますが、施設設備改修、修繕等あった場合、当然、村に負担が発生してくるものと思います。指定管理にすることに異論を申し上げるものではありませんが、新型コロナウイルス感染症問題で、今後、どうなるか予測のつかないこの時期に、また、公共施設の個別計画策定中のこの時期に、あえて決めるのではなく、コロナ問題の懸念もなく、村の施設の個別計画ができた後、指定管理応募者の種々内容を再度検討していくべきであると考えます。そして、施設の管理、草刈り等いろいろあると思いますが、今現在、村で行っている態勢で行っていただき、施設をしばらく村民の皆様にご利用いただくよう検討したらと思いますが、いかがでしょうか。種々の心配、不安を抱えて指定管理で運営していくことは、当面、控えるべきと思います。

以上、お聞きします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質疑に対し、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいまの上條議員のご質問に対してお答えをいたします。

まず最初に、今までキャンプ場等、コテージ等々を指定管理に出してくるという理由は、関係課長から、るる説明を申し上げましたので、私は、それプラス、私の考えを申し述べたいと思います。

まず最初に、ただいま上條議員から質問していただきましたけれども、私も、前ちょっと申したと思いますが、いろいろ文書を、私も、何度も何度も熟読しましたけれども、何をどうすればいいのか分からないことが率直であります。真意をはかりかねるというのが、私の率直な意見でございます。

それで、私はこのように考えます。まず、今、コロナの関係の問題は、収束域に入っているということでもありますが、これは国や県から、指導が方向づけがされております。私も、長野県のコロナに対する件については、社会経済活動再開に向けたロードマップ、これをよりどころにして村政をどのようにしていったらいいかということ、まずは考えております。それをよりどころにしますと、6月1日から6月18日までは準備活動始動期であると。6月19日から7月9日までは県内需要の拡大交流展開期、7月10日から31日までは県外需要拡大期、8月1日からは新たな日常で活動定着期ということで、早く社会経済活動を元の姿に戻していくというのが、私は必要ではないかというふうに捉えております。

まずそこでもって、それをいわゆるロードマップをよりどころにしますと、まず私たちは、この新しい生活様式を取り入れる中で、いち早く、皆さんもずっと懸念をしていたコテージの利用率が低いだとか、いろいろと問題ありましたけれども、そういったものを早く新しい生活様式を取り入れて、オープンさせることではないかというふうに私は思っています。それはくどいようですが、経済だとか社会活動を活発化して元に戻していくという理由でございます。

では、その再開の方法はどうあるかということでございますが、いろいろご意見もありますが、三通りくらいのご意見が考えられます。

まず、村の職員がやればいいのかということ。でも、これは無理です。ああいったものを運営するノウハウはありません。じゃどうするか。能力がありませんから、業務を委託するということになります。その業務は、ああいった施設の管理運営、ベッドメイキング

等々、いわゆるホテルの管理と同じですよ。そういったものは、やはりそういった専門業者に業務委託をするしかありません。それには、通常、経費がかかりますから、私たちは、じゃ、あの仕事を幾らで請け負ってくれという経費を必要とするものでございます。

もう一つが、あの施設を有効活用するために、指定管理で出すということがあります。これは業者協議の上、今後の、前にも質問ありましたが、経営状態がどうであるかだとかいろいろ見る中で、リーズナブルな経営ができるんじゃないかということであれば、指定管理に出せば、村としては経費は要らないということになるわけです。ですから、今の形では、指定管理に出すのがベターであろうということで、私たちはご提案を申し上げております。

なお、コロナに対するリスクはどうかということもありますが、これはコロナが発生する以前、全然、今のような状況になるか分からなかった時点では、今、時が違いますから、今後は第2波、第3波が来るということも想定しての指定管理に出すということになります。ですから、契約上、もし今後、第2波、第3波が来て、経営が困難になった場合には、それはこちらとしては補償できませんよということが契約内容には当然盛り込まれます。そのほか、自然災害、大型台風が来て、自然が荒らされて営業できない、これもやはりその間の休業補償というのはできません。それは、もうあらかじめ分かって、お互いに文書で、多分、取り交わすことになると思いますが、そうします。ただし、大型台風が来て、テントが流されてしまった、あの土壌が流されてしまった、そこまで行ったら、何か補償問題というものが出てくる可能性もございます。

そういったことで、現在ではコロナはリスクではありません。もう想定しての事業運営になります。こういった中で、これから再開するのかしないのか。上條俊策議員の最後のほうにあります、当面、オープンしないで村民だけで利用したらどうかということがありますが、村民の皆さんに利用していただくためには、それなりきの運営をしないと、指定管理に出す出さないにせよ、そういったことが発生しますので、ここでは言っていることが矛盾しておられるのではないかというふうに思います。

ですから、最後には、当面、運営は控えるべきであるということで結んでおりますが、ちょっと矛盾している内容ではないかなというふうに思っております。ですから、私のほうの考え方としては、まずその辺、やるのかやらないのかということ、それと村民の利用は、それが駄目であるならば、全てクローズ、村民の利用もできないというふうに私は捉えています。

返事になっているかどうか分かりませんが、そんな考え方を持っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質疑はございますか。

上條議員。

○1番（上條俊策君） 今お聞きしましたので、これで結構です。

以上で終わります。

○議長（塩原智恵美君） これで上條議員の質疑は終了しました。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） それでは、一言、発言をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

議案第61号 朝日村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定について、反対いたします。

反対の理由。

1つ、新型コロナウイルス感染症対策で、世界中が翻弄されているこのときに指定管理したとしても、受託指定管理者も予定事業の遂行に支障が生じることが懸念され、それにより村も、種々問題が発生する可能性が十分予測されます。コロナウイルス感染症の状況を見て、指定管理にするべきであると思います。

2つ、村は、公共施設個別計画の策定中であり、今年度中の完成と聞いております。併せまして、それがあることによって、その使用目的とか、個々の施設の内容、運用、そういったものも決まってくるのではないかと思うわけであります。

3つ、対象物件も、何も整備が必要がないと言われていますが、受託指定管理者の事業計画書を見ますと、村の施設として本当にこれでよいのか、対応できるのか、懸念される部分がたくさんあります。

4つ、村民は、コロナ問題の現在、村外、県外から観光客が来られることに不安を抱いています。

以上のことから、指定管理するという事に異論はありませんが、さらに検討する時間が

必要であり、今定例会での採決には時期尚早ということで、反対いたします。

討論を終わります。

○議長（塩原智恵美君） ただいま議案第61号に反対の討論がありました。

賛成の討論はありませんか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅であります。

私は、議案第61号 朝日村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定について、賛成でございます。

今年3月末で、従来の指定管理業者が撤退し、今年から観光レクリエーション施設の管理運営が危ぶまれておりましたが、今回、新しい指定管理者が、村の期待に応じて指定管理を申し出てくれたことは、大変にありがたいこととあります。しかも、現状の朝日村観光レクリエーション施設の建物の実態を十分に把握していただいている上に、最近のコロナ禍において、施設利用者の拡大が多くを望めない環境下においても、多くのリスクをポジティブに捉え、朝日村の期待に応じて、管理運営を前向きに考えていただいたことは、逆に感謝することと思います。

指定管理者の自主事業計画を拝見しても、新しい発想の下に朝日村の観光資源を有意義に活用し、施設の有効利用を図る計画となっております。そして、もう一つ、朝日村公の施設指定管理者選定審査会で、慎重審議、審査され、問題ないとの結果であることも大いに尊重しなければなりません。この指定管理を見送り、1年ないし2年もレクリエーション施設を遊ばせておくことは、村にとっては大きな損失であります。また、当面の間は、村民を主体に開放したらどうかとの考えもありますが、指定管理委託を任せただけでも、村民利用は十分に実現できると私は思います。私は、物事にはタイミングというものがあると考えます。今回の指定管理業者の認定が今回実現されなければ、今後、同様の申出が全く皆無になってしまうかもしれないことのほうが、私は心配であります。

また、今回の業者は、それぞれに観光施設の管理運営に実績を持つ事業者の共同経営であります。かえって、1社だけの運営より、それぞれの強みを一体化して事業運営に当たっていただけるとのこととありますので、より期待が高まると思います。当然、村の大切な施設でありますので、いろいろなリスクに対して慎重に取り組んでいく必要も分かりますが、タイミングを逃すことなく、走りながら万全を期すことも時には必要であると私は考え、今回

の議案については賛成の考えであります。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は村提出の原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立少数です。

したがって、議案第61号は否決されました。

次に、議案第62号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、議案第62号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第3号）、観光総務費、18節イベント中止に伴う臨時支援金121万円の件についてお伺いします。

鉢盛山マラソンは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年の計画を4月11日に中止しました。今年度の大会準備はいつから始め、どのような準備に幾らかかったのか、補正予算の算出根拠になる資料を書類で提出願います。これは先ほどいただきました。どうもありがとうございました。

2番目としまして、4月14日の大会中止のお知らせは、実行委員長名で参加者に通知しております。この決定は、いつ誰が、どのような状態でなされたのか。

3つ目としまして、マラソン大会中止決定まで、スカイコース、トレイルコース、ロードコースにエントリーされた参加者、人数は何名ですか。

4、全員協議会で、補正額の121万円は、鉢盛山登山実行委員会へ払うと説明されました。第2回大会の会計決算を見ると、支払いの80%が業務委託業者になっており、（株）未来図という業者が大会のほとんどの業務を請け負っている。大会準備の補助として補正額は（株）未来図に支払うのではありませんか。

鉢盛山登山マラソンは観光協会の事業となっておりますが、最高責任者はどなたですか。

以上ですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質疑に対し、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

鉢盛山登山マラソン大会中止に伴う臨時支援金についてでございます。

初めに、これまでの私の説明不足もございましたが、今回、支援金としてお願いしている経費でございますが、全協において決定されていない県の元気づくり支援金を見越しての着手した表現で、ご説明申し上げてしまいましたが、この大会は参加費と協賛金及び元気づくり支援金を主な財源として運営されているものでございます。

昨年10月3日に、第3回鉢盛山登山マラソン大会を実施するということを実行委員会で決定してから、今回、中止と決めた令和2年4月時点までの費用は、参加費及び協賛金を財源に活動を進めてきたものでございます。しかし、新型コロナウイルス感染症のためイベントを中止したことにより協賛金の収入はなくなり、参加費は実行委員会において全額返還すると決めたことにより収入がなくなり、準備にかかった費用の負担が苦しいということを実行委員会からの要請を受けた村は、村として臨時的に支援することを決定し、今回、補正予算の計上をさせていただいたところでございます。

鉢盛山登山マラソンは平成30年から開催され、第2回の昨年は、全国各地から360名を超えるランナーが参加し、村をPRする大変すばらしい大会となっております。また、多くの村民の選手、スタッフ、応援など、立場の違いはございますが、ご理解いただき、実施できていると思っております。過去2回の事業内容や実績から、村としても支援することが妥当と捉え、予算を計上させていただきました。

それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

今年の大会準備を始めた時期、どのような経費がかかったか、補正予算の算出根拠となる資料を示してほしいということで、先ほど資料を提供いたしました。

第3回鉢盛山登山マラソン大会の大会実施を決めたのが、昨年の10月3日でございまして、その時点から開催基本計画の作成、コースの下見、スポンサー募集、ポスター制作等にかかっております。

今回の支援金の内訳は別紙のとおりでございます。

今回、第3回マラソン大会の総額の予算額は、790万5,715円を予定しておりまして、そのうちの今回、事前の準備ということでの120万8,075円というものを、今お示ししてございます。今、お手元にごございます横版の資料をご覧くださいますが、これが昨年10月3日からこの4月上旬までかかったものの内容でございます。主なものを申し上げますが、一番として広告宣伝ということでチラシ印刷、ポスター印刷、そして前年度参加いただきました皆様に、往復のはがきをお送りし、ぜひ今年も参加してほしいというものを発送したということ、そして、そのそれぞれチラシとかポスターのデザイン料でございます。次に、宣伝広告として、ホームページの作成、そしてフェイスブック、ツイッター等の設定運用でございます。

続いて、事前準備とし、現地の調査確認をし、既に、秋にコースプランの確認をして地図等に落としてございます。また、運営業務ということで、第3回の計画の立案、募集要項、募集設定等、こちらのほうは応募の際はLANネットというもので申込みをしてもらうものですから、そうしたものへの調整、そして、実行委員会自体の打合せ会議の資料であったり、打合せ。そして、試走会というものを今年度からやる予定でございましたので、そういったものの経費、そしてエントリー手数料や参加費の今回、返金の業務というもので、計120万8,075円でございます。

続きまして、2番目のご質問でございますが、4月14日の大会中止は、いつ、誰が、どのような理由でされたかということでございますが、今年度、当初の予定に沿いまして準備を進めていたところ、新型コロナウイルスの終息が見通せない状況の中で、判断はできないと判断し、4月14日、大会長でございます村長、実行委員長でございます観光協会長、そして、観光協会事務局長、そして、私、産業振興課長、そして、委託業者との協議で決定し、早急に対応したほうがいだろうということで中止を決定し、書面にて実行委員会に通知し、了承いただいているところでございます。

続いて3番目でございますが、マラソン大会中止決定まで、エントリーされた申込者数でございますが、スカイコースが45人、トレイルコースが18人、ロードコースに12人の申込み、計75人が既に申込みをされてございました。

4番目のご質問、補正額はどこに支払うのかということでございますが、未来図という業者のお名前が上がってございましたが、基本的には、この大会は実行委員会が予算を持つてのことでございますので、村からはあくまでも支援金という形で、今回、補正額をもらってもらってございます。実行委員会から委託業者未来図に支払うというものでございます。

マラソン大会の最高責任者でございますが、基本的には、こちらは大会長が村長、そして

実行委員長が観光協会長でございますが、大会長の村長が最高責任者ということでございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質疑はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） それでは、今、1回目の質問というようなことで、2回目の質問に移らせていただきます。

鉢盛山登山マラソンは、県の元気づくり支援金を半分以上、53%を財源としたイベントです。第1回からこの財源で実施してきました。元気づくり支援金の採択を受けるために、県に申請する書類があります。この中に記載された内容は、登山マラソンは観光協会の滞在型プログラムのコンテンツとして開発し、観光協会に安定した収入が得られるようにとあります。昨年度の登山マラソンの決算書は、全体事業費910万円のうち、710万円が（株）未来図に業務委託して、イベント事業の80%が丸投げ状態という状態です。

こうした現状の中、コロナウイルス感染症が発生しました。村の対策会議の立ち上がりは2月6日。2月25日、松本保健所管内の感染発生で、村の対策本部会議が立ち上がりました。ところが、業務委託の（株）未来図は、大会参加の募集開始、2月20日に開始し、3月17日時点でも、マラソンコースの試し走りの会を発信しております。その1か月後の4月14日にやっと、大会中止の実行委員長メッセージになりました。村はコロナウイルス感染防止対応しているのに、実行委員会が開催の方向でした。大きなずれがあったと思わざるを得ません。なぜこうしたずれが生じたのか。

当時、観光協会事務局は課長以下7名おりましたが、こうした対応は考えなかったのか。

なぜコロナウイルス発生中と元気づくり支援金の交付未決定中に準備を進行させたか。

それから、参加申込者に参加費を返金する手続について、5月27日時点の鉢盛山登山マラソンのホームページに載っています。コロナウイルスの影響で参加費の返還については、どのような考えで返還すると決めたのか。

それから、5月27日、マラソンホームページでは、返金手続は（株）未来図で行っています。しかも、大会事務局未来図という案内です。ところが、この3月までの登山マラソン実行委員会名簿によると、事務局は課長以下7名で、未来図は入っていません。この4月から事務局長が配置されておりますが、この返還金手続に職員が複数いるのに（株）未来図がや

っており、そこに経費は当然発生すると思われませんが、職員は何をしていたのですか。実行委員会及び事務局が、運営の責任を負う姿が見えません。

以上ですけれども、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質疑に対し、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、2回目のご質問にお答えいたします。

質問に対して前後してしまうかもしれませんが、まず、先ほど申し上げましたが、元気づくり支援金の前にということですが、先ほどご説明申し上げましたが、この大会は、あくまでも参加費、そして、スポンサーから頂くお金、そして元気づくり支援金ということで、事前の4月前については、参加費及びスポンサーからの支援のお金を使って、今まで計上して運営をするということをやってまいりましたので、私が、以前ご説明申し上げた部分について、ちょっと相違がございましたので、今回訂正し、ご説明しているところでございます。

そして、今回、返金につきまして、私たちが関わっていないということですが、私たちは、未来図さんに業務委託をする、この実行委員会が業務委託をし、やってございますので、そういう返金をするという手続をお願いするというのを、私たちのほうからやっていただきたいということでご説明し、未来図さんからやっていただいておりますので、私たちが全く関わらないということではなくて、そういうことをやってほしいということの命令をさせていただいて、やっているということをお願いをしたいと思っております。

また、4月14日時点が遅いじゃないかということですが、私たち、町内のそういったコロナウイルス対策の関係を凝視しながら、また、国・県の動向を見ながら、いち早く対応したと思っております。8月、9月にいろいろイベントある中で、他の町村に負けなくらい早い決断をさせていただき、対応したというふうに捉えておりますので、ご理解賜ればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員がもう一つ尋ねてます。参加費の返金はどういう考えで返金すると決めたかという。

○産業振興課長（清沢光寿君） 参加費の返還金につきましては、基本的には、村は多くの方々から来ていただいております。その中で、来年もぜひそういった方々に来ていただきたい

いという思いも込めまして、今年度は、こういったコロナの、全国的にある、非常に緊急事態でございますので、返金をし、さらに新しい気持ちで、来年ぜひ来ていただくには、そういった思いも込めてお返ししたほうがいいんじゃないかという気持ちがありましたので、返金をさせていただくということで、実行委員会の中、また村長も加えて決めましたので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、質疑は3回目でございます。最後の質問になります。ございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） それでは、村長にお伺いしたいと思います。

村長が提案した準備費用、補助金121万円が発生したこの現象をどのように受け止め、なぜ補助しようと思われたのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） すみません、声が小さくてよく聞き取れませんでした。返金をなぜ決めたかということですか。

〔発言する人あり〕

○村長（小林弘幸君） 今回の一連のイベントを中止したから、それは村も深く関わっているイベントでございますので、それをみんなの協議、これはコロナということでございましたから、それを中止したということで、そこに発生した費用は、村が中心にやってきたイベントでありますから、持たざるを得ないなというふうに思っております。

それでよろしいですか。そういう返答なら。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、3回で終了です。

○村長（小林弘幸君） 質問に付け加えます。

このようなイベントは、非常にプロフェッショナルなイベントでございまして、私たちがそこのお祭りを何か主催するというのとはまた違った非常に難しいイベントでございます。走っておられます方は特に分かっていると思うんですが、参加費は基本的に大きな大会では返さないというのが通例らしいですが、今回は、日本のいろいろな大会が中止する中で、返金する自治体もありますし、いろいろありました。でも、朝日村は、やはりさつき課長が申

したとおり、次につなげるためにも、早くやめたものですから、返金するのがいいだろうというふうに、結構、長時間をかけてみんなで議論をしてそのような結果に結びつけました。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君）　これで林　邦宏議員の質疑は終了しました。

ほかに質疑はございますか。

中村文映議員。

〔7番　中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君）　7番、中村文映です。

私は、議案第62号　令和2年度朝日村一般会計補正予算（第3号）、商工振興費、12節6次産業化開発委託料126万円について、お伺いいたします。

1つ、レタス化粧品の開発を思い立ったのが、村長がセミナーに参加し、化粧品会社の社長と話したのがきっかけと、全員協議会や新聞報道にもありましたが、これは間違いありませんか。

2、全協議会で県女性農業者セミナー参加者に相談したと説明があったが、相談とは、いつ、どのような会議で、どんな資料を基に検討したのか、参加者からはどんな意見が出されましたか。また、産業振興課の議案説明に、観光協会、JAと関連して開発とありますが、関係団体とどのように検討会議を持たれたのか、その内容はどんなだったのでしょうか。

3、担当課は、村長から事業化の話があったとき、どのような調査、検討を加え、村長にどのような報告、提案を行いましたか。

4、新規事業であり、来年度以降も継続予定の事業を、村内で十分に論議しない段階で補正する必要性はあるのか、その根拠は。また、126万円を支出して取り組むにはそれ相当の事業計画書があると思いますが、提出していただきたい。追加資料でいただいた簡単なメモ書き程度の事業スキームが事業計画書であったのか。

5、新聞報道では、オーガニック化粧品を製造している企業に委託すると書かれていますが、開発しようとしている化粧品はオーガニックを意識していますか。また、化粧品は、肌トラブルなど訴訟が起こされた報道を目にしますが、肌トラブルなどリスクの検討はなされましたか。

6、開発目的に、開発に取り組む事業者の育成、支援とありますが、事業スキームでは、村が事業主体として販路を開拓、事業化していくことになっていますが、矛盾はありませんか。また、行政が事業主体になれるのか、お伺いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質疑に対し、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、中村文映議員の質問にお答えいたします。

中村議員なんか特にそうだと思うんですが、いろいろなイベントに参加されていますよね。皆さんも同じだと思うんですが、常に、この朝日村をどうやったら元気づける、活気づけるかということ、本当に、常にお考えのことと思います。私もその一人であります。それだものですから、たまたま、先ほどセミナーで、ここの化粧品会社の社長と会って話をしたということが本当かということ、本当かという、それは間違いないかという言い方をされると、何がおかしいのかよく分かりませんが、本当であります。間違いはありません。

そこで、名刺交換をする中で、化粧品会社さんの社長さんということだと、特殊な化粧品を作っているというような、当然、話、立ち話になっている話ですから、そういうような話を受ける中で、うちは朝日村というところで、主がレタスであると。そのレタスを、今は食べるだけしか使っていないんだけど、何かそういった化粧品にならないかねなんていうような話をさせてもらいました、そこでは。そして、そこですぐに、じゃ、化粧品作りましょうなんて話には当然ならなくて、じゃ、私も専門家ですから、多分、言葉尻は少し不明確かもしれませんが、当然、化粧品会社をやっているということから、それちょっと持ち帰って調べたり研究してみますということで、一旦別れて、それから、2週間くらいしてメールが来まして、実はそういった中には肌にいい成分がどうも入っているということで、実現の可能性はありますというお話でした。そういった中で、私としても、オールシーズン朝日村をアピールするような商品が、そういったものがもしあったら、非常にありがたいなということで、特に化粧品という切り口は面白いなと。それで、その社長さんに調べてもらったら、まだ世の中にはない商品だということも分かりましたので、これは早目に朝日村の一つの目玉になるのではないかとということで、商品化というのに思いを抱きました。可能性を考えてみました。そういう中で、3月の中旬に、その社長さんほか、九州の芦屋町にある会社なんです、その観光協会の面々も一緒にこちらに出張に来た折、朝日に立ち寄っていただいて、そういった会社の概要の説明だとか、そういったレクチャーを受けておりますということです。

次に、女性農業者セミナーの相談はどのようなふうにしたかということなんですが、たしか10回のコースで、長野県の主催による女性の農業者セミナーという名前だったと思うんで

すが、それが開かれて、ちょうど修了式が行われました。3月の中旬でございます。その修了式に合わせて、村長のほうでちょっと出席をしていただいて、一言挨拶をしてくれという中で、今、まさしくこういったことを考えているのが進んでいるということで、ぜひ皆さん、女性でもありますから、化粧品というものが開発されてくるときには、一緒になって評価等開発をお願いできませんかというのを、その席でお願いをしたということでございます。ですから、資料等何もなくて、まだそのときには資料も何もない状態でしたので、口頭で、こういった面白い企画、ぜひ参加してくれというお願いをしておきました。反応は、非常に前向きな、突然聞いた話でしたけれども、化粧品というような切り口もあったでしょうけれども、反応はよかったというふうに思っております。

それと関係団体とどのような検討会議を持ったかというようなことですが、先ほども観光協会という話をしましたけれども、そもそもセミナーのきっかけは、松本市の観光協会とその福岡の町の観光協会の共同のイベントでございまして、観光協会ということで、いろいろな業種の人たちが集まっていたものですから、せっかく皆さんも朝日村においででしたので、朝日村の観光協会の植村会長さんをお誘いして、植村会長さんには、今こういうプロジェクトを企画しているけれども、面白そうなので、ちょっとそういったところで会ってもらえませんかというようなことで、観光協会という立場で、会長さんに一緒に話を聞いてもらいました。

それとJAとは、原料がレタスだものですから、1箱、2箱、ただでくれないかいというような話をさせてもらって、これはくずのレタスでも結構なものですから、規格外品のレタスを少し頂戴というような話をさせてもらっている程度でございます。

それと3番目の担当課は村長の事業化の話があったときにどのような調査云々ありますけれども、一応当然、私一人でこの仕事が進むなんてことはあり得ない話ですので、産業振興課の面々に、来たときにも一緒に会ってもらっていますし、いろいろ話をする中で、具体的に開発日程だとか、具体的なすり合わせはメンバーをお願いをしてありますので、今のところまだ、その前の情報交換であります。

それで、次に、議論しない段階で補正の必要があるか、事業計画を出してくれということですが、一般的な商品開発、何もないところから生まれる商品というのは、まずアイデアが先行します。そして、ある程度の、初めてのことであるとか、それとか感触的にどうだとか、いわゆるいろいろな五感を使ったり見たり聞いたりする中で、事業化できるかどうか、まず開発してみよう。それで、試作をして評価をしてでないと事業化になりませんの

で、まずそういった商品開発のセオリーどおりを進めておこうというのが、今の段階であります。

ですから、レタスを使った化粧品が本当に世に出られるのか、または成功するのかは、今は分かりません。これは、開発をして、試作をして、評価をして、それで先ほど、肌トラブルあるかないかというのも、その段階で分かってくることでありますから、全てがこれからです。ですから、開発をするために、ぜひお金を使わせてもらいたいというお願いであります。

それと、ですから、ある程度事業化の見通しが立ってきたら、じゃ、具体的にどういうふうなことをしていくかという事業計画の落とし込みに入っていくということになります。

それと、オーガニックを意識しているかということですが、意識は全然しておりません。当然、朝日村のレタスとは、オーガニックだけで育てているレタスではありませんので、そういうことは意識しないしております。

肌トラブルは先ほどのことですね。これからのことになります。評価してからのことになります。

それと、村が事業主体として事業化に矛盾はないかというようなことなんですが、開発段階までは村が主導していく必要があるというふうには捉えています。この企画を通していただけるのなら。その後、もしかしたら事業化になりそうだということになれば、そういった会社が、もしかしたら出るかもしれませんし、観光協会でもやってもいいことだろうと思えますし、これからそういった事業化においては、次のステップに入ることかと思っております。

そういったことだものですから、この商品がもし世の中に出たら、非常に、今コロナの最中でもありますので、小学校に手洗いの石けんとして使ってもらったり、村民に石けんとして使ってもらったり、そういった使い道もあるだろうし、または、村では特産品が少ないですから、レタスの化粧品なんてものが、返礼品として設定ができれば、これもまた一つ話題性もあったり面白いなというふうに思っております。

そんなことで、まだまだ成功するかどうか分かりませんが、取りあえず開発費をいただきたいというお願いでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質疑はありますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ただいま村長のほうから丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。

1番目に、私は、村長がセミナーに参加したのがきっかけだったかというふうにお尋ねしましたけれども、事前に村の業者さんとか、レタスの栽培農家さんとか、それから、はたまた職員の皆さんの中から、何かいつもレタスをたくさん作り過ぎてしまったときに、価格が暴落したときに、レタスをトラクターでかけてしまうのが忍びないから、あれを何とか利用できないかというような相談を受けている中において、村長がセミナーの中で、いい方と知り合ったということをやったということになれば、これはまた検討の余地、また違う形で検討しなければいけないなと思いましたので、あえて一応確認させていただいたようなわけでございます。

それから、各種団体とかにご相談されたということなんですが、先ほどの説明では、きちっとした正確なご説明があったり、会議や検討会が持たれたということではなかったというふうに確認できました。

それから、担当課のほうにお話がなかったという、余りきちっとした指示を出して、担当課のほうから意見を聴いたような段階ではまだないんだというお話がありましたけれども、私が議案を頂いたときに、当然、議案の勉強をするに当たりまして、ネットで検索をいたしました。そうしたら、先ほど村長の説明では、まだレタスのエキスを事業化しているといえますか、それを薬品として考えているところがないというような説明でしたけれども、一社、検索に引っかかってきました。商品は5商品、ネット上では検索できます。そのようなことを村長から指示がなくても担当課は調べるべきだというふうに、私は考えます。いかがでしょうかということですが、その辺のところ、ちょっと担当課のほうもいかがでしょうかという思いがあります。

それから、もう一点付け加えるならば、エキスは確かにあるようです。鎮痛作用があったりとか、睡眠促進作用があるということなんですが、残念なことに、今のレタスではなくて、ワイドレタスという古い形のレタスのほうに、そのエキスがあるというような表示もありました。その辺を含めて、再度、事業化のほうを検討していただければなというふうにも思います。

行政のプロの皆さんに私が言うのも何なんですけれども、補正予算の性格、例えば、緊急性を要するもの、制度的な改正、補助金等が決定、事業変更等が補正予算としてよく言われ

ておりますが、今回の中身は、補正ではなく、十分に検討された丁寧な事業計画のもとに、新規事業として当初予算で計上される案件ではないかというふうに考えます。いかがでしょうか。

先ほどの村長の説明の中にも、オーガニックは意識していないということでした。ただ、今、市場の中で、新しい商品をやったときに、その商品の魅力を何にするのか、何を売りにするかというときに、朝日のレタスということではなく、やはりオーガニックというのは一つの大きな要素だというふうに思います。ですので、その辺も検討の余地があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

第6次総合戦略の基本戦略の2「1人1人が活躍できる村をつくります」の農業の多角経営の支援の中に、6次産業化を目指す農業従事者や団体を支援、「農産物のブランド化の研究」とあります。今回の事業がそれに当たると思われますか。私が読む限りは、村のスタンスは、あくまでも後方支援ではないかというふうに捉えておりますが、いかがでしょうか。

今、質疑に対しての村長の丁寧なたくさん回答いただきましたので、回答、結構ですが、一応、そんな形の回答を受けての思いをお伝えしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 中村文映議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

〔「議長」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） はい、林議員。

○6番（林 邦宏君） ただいま議題となりました議案第62号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第3号）について、修正動議を提出したいと思います。

○議長（塩原智恵美君） ただいま林 邦宏議員から修正動議が提出されました。

地方自治法第115条の3第1項の規定により議員定数の12分の1以上の者の発議となりますので、修正動議は成立しました。

よって、直ちに議事日程に追加し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

本修正案の提案理由の説明を求めます。

これから修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

○議長（塩原智恵美君） 林 邦弘議員、登壇し、修正動議の説明を求めます。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 修正動議なんですけれども、皆様のお手元に詳細な資料をお配りしましたからご覧になってください。

修正の内容は、歳出予算、7款1項商工費247万円を削減するため、所要の修正をするものです。

修正の理由は、6次産業化開発委託料126万円とイベント中止に伴う臨時支援金121万円を削除して、修正額を3,183万円とするものです。

以上が、修正案の提案理由の説明であります。

○議長（塩原智恵美君） お諮りいたします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思いますので、省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

中村文映議員。

○7番（中村文映君） ただいま議題となりました議案第62号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第3号）について、修正動議を提案したいと思います。

○議長（塩原智恵美君） ただいま中村文映議員から修正動議が提出されました。

地方自治法第115条の3第1項の規定により議員定数の12分の1以上の者の発議となりますので、修正動議は成立いたしました。

よって、直ちに議事日程に追加し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

本修正案の提案理由の説明を求めます。

修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

○議長（塩原智恵美君） 中村文映議員、登壇し、修正動議の説明を求めます。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 修正案の内容は、歳出予算、7款1項商工費126万円を削減するため、所要の修正をするものであります。

修正の理由は、6次産業化開発委託事業126万円を削除して、補正額を3,304万円とするものです。

詳細は、お配りしました修正案のとおりであります。ご覧ください。

○議長（塩原智恵美君） お諮りいたします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思っておりますので、省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

これから林 邦宏議員及び中村文映議員から発議のありました議案第62号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第3号）修正案について質疑を行います。

修正案について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで修正案について質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第62号に賛成の討論はありませんか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 10番、北村直樹でございます。

私は、議案第62号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第3号）、6次産業化開発委託料126万円につき、賛成をいたします。

主な理由は、次のとおりでございます。

今回の事業費は、村の特産であるレタスを原料とした新しい商品の開発であります。このレタスを使った商品開発に挑戦することは、村独自の特産品の誕生、特産品を使つての経済活動、朝日村と特産のレタスのPRにつながる等、今後の朝日村にとってさまざまな分野でキーワードとなり得る可能性があります。ここで本事業を白紙にしてしまえば、それら全ての可能性を失うことになりかねません。また、新しいことに挑戦をしていかななくては、村の産業、特産品の発展を見出すことはできないと考えております。

次に、予算の補正時期についてでございますが、私の考えでは適正であると考えております。理由は、次のとおりでございます。

1、村の特産品を作るパートナー企業が既にあること。2、議員必携の第2章、予算審議、予算の補正について、次のことが書かれております。地方公共団体の予算は、年度の収入支出を見積もって計上した歳入歳出予算と将来の財政支出に関わる取決めに併せて、通年予算とすることが原則であります。しかし、当初予算確定後のいろいろな政治、経済、社会情勢の変化によって、既定の予算に追加を加えることが可能でございます。今まさに、経済、社会情勢は新型コロナウイルスの影響により、大きく変化がもたらされております。コロナ対策で、村では村民の生活を、事業体を守るべくさまざまな補正予算を組んでおります。疲弊した経済を少しでも回復させるべく新しい産業へ補正予算を投じることは、何ら問題はないかと思えます。こんな時期だからこそ、明るい話題づくりを率先して作り上げていくことが、今の朝日村に必要なではないでしょうか。

次に、本事業を推進する上で、レタスの商品開発に関わる貴重なデータが得られる点があります。新しいものを生み出すことはリスクが生じることは重々承知しております。貴重な税金を投下する以上、失敗は許されるものではありません。しかし、新しいものを作る以上、100%の保証などどこにもありません。そうすると、事業に対してのリカバリーも考えなくてはなりません。その点、本事業の商品は、安全性を確保できれば、村内の施設、コテージやかたくりの里等で活用することが可能だと思います。何より大切なものは、商品に対しての貴重なデータを得ることが可能となります。そのデータが、今後の朝日村の特産の開発をする上で十分に役に立つと考えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） ほかに賛成討論ありますか。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、議案第62号の中の観光総務費、イベント中止の支援金について賛成の立場で討論をいたします。

鉢盛山登山マラソンは、第1回、第2回と多くのボランティアの支援を得て成し遂げられました。そして、朝日村の名を全国に知らしめました。昨年末から準備してきた今回、第3回は、凶らずも新型コロナウイルス感染防止のためにやむなく中止となり、関係者は大変残

念に思っております。観光協会は、まだスタートしたばかりであり、このような不可抗力による中止は、非常にその協会の体質を弱める、そんなことにもなりかねません。既に、先ほど経費明細が配られたとおり、使ってしまったその経費を穴埋めする村の大きなPRのための事業であるということから、村が支援するのは妥当だと思います。この支援によって、次の機会にはまた多くのボランティアの力により、この鉢盛山登山マラソン、また成功に導くことになるというふうに思います。

よって、私は原案に賛成するものであります。

以上。

○議長（塩原智恵美君） ほかに賛成討論はありますか。

上條昭三議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 9番、上條昭三でございます。

私は、議案第62号を賛成という立場で討論させていただきます。

1つは、朝日村登山マラソンにおける支援、1つは、レタスの開発の支援ということでございます。

まず、レタスの開発のほうからいきますと、朝日村の農業の6次産業化ということは、アグリビジネスセンターの設立のときから、支援する委員会で叫ばれておりました。1次産業だけでは朝日村の農業はいずれ行き着くだろうということで、6次産業化を以前から叫ばれておまして、以前、東京堂なんかでワインの開発、これなんかをやっているということで、これも誠に喜ばしいことで支援していこうということは、前から言われておりました。それで、レタスの6次産業で、化粧水とか美容液、シャンプーとして研究するという事は、要するに、アイデア、誰かがアイデアを出さないと何もできません。アイデアを出して次々に潰していれば、産業化は無理です。そういうことで、村長が貴重なアイデアを出した、これは潰すべきではないと私は考えます。

次に、登山マラソンの件です。登山マラソン、誰がコロナを予測できたでしょうか。コロナがなければ順調に登山マラソンは計画されております。それで、120万8,000円の欠損も出ないはずですが、これをもし朝日村で支払わないとすれば、誰が支払うのでしょうか。実行委員会に押しつけるんですか。登山マラソン、皆さん役員になっている方は、前々から、去年の10月から、終わったときから努力して準備されております。そんな皆さんに、それではそれぞれ各自、個人資産を出してくださいと、これで欠損を埋めてくださいと、こんな村はあ

りますか。というわけで、欠損が出たら、村長が大会長である村が責任を負うべきであると私は考えます。

以上のことから、議案第62号は賛成でございます。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） ほかに賛成討論ありますか。

では、なければ反対討論をお願いします。

初めに、林 邦宏議員。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 私は、この補正予算というのは、補助金に関しては反対と思っております。

内容につきましては、いろいろ中身をネットの中で調べてみた範囲では、平成29年12月に朝日村の観光協会ができ、そのメインイベントだという、そういううたい文句でやっていますけれども、中身を調べてみますと、ほとんど丸投げの状態であると。そこから、今後どうなっていくかは定かではありませんけれども、53%という、今までの実績ですと、そういうレベルの県の元気づくり支援金をいただいていると。今後、これがもう今年度でどうなるか分かりませんが、3回目ですから、元気づくり支援金の提供は3年間で終わるといふふうには聞いていますから、今後どうしていくのか、そういう中でやはり中を調べてみたときに、この背景というのが、事務局長もでき、昨年の令和元年からやっているとはいっても、ほとんど業者さんに、未来図さんにお任せというような形で、なかなか中身が定かでない。そうすると、私が反対しているのは、朝日村が、片や行政ではコロナ対策に邁進している。それに対して実行委員会のは、それをその辺の連携プレーというのか、機会を持たずに、貴重な財源を、75人のエントリーが出たということで、片やそういう動きをしている。その辺に関しては、相当の意思の疎通がなくてはいけないという形で、それをしっかりと疎通すれば、場合によっては75人にもならなくて、この121万円という金額が減少できたかもしれない。そういうことに関して、やはりもう一度見直さなければいけない。私は発生した金額を払うなどとは言っていません。これ以上反対ですけれども、やはり中身をしっかりと精査して、これの観光協会、実行部隊もその辺について、しっかりと精査して、そして改めるところは改めなくてはならないと、そういう思いを持って、これは取りあえず反対し、いずれにしても結果が出るといいますから、そういうことで、財源を正確というのか、しっ

かりと、村民の財源ですから、それを有効活用するためにはどのような工夫なり洞察力を持ってやらなければいけないか、そういうところをただしているつもりでいます。

そんなことで、これは見直して、即、補正予算に通すのではなくて、再度、関係者でしっかりと審議していただいて、そして今後改めるところは改めて対応すると、そういうことでお願いしたいことで、考え方としては反対というところで、この補正の補助金については対応したいなと思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 反対討論、ほかにありますか。

中村文映議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

私は、議案第62号 令和2年度朝日村一般会計補正予算（第3号）、商工振興費、12節6次産業化開発委託事業に反対します。

反対の理由は、6次産業化開発委託料、レタス化粧品の開発126万円の予算計上、事業化は、補正予算で年度の途中から始める事業ではないと考えます。しっかりと練られた事業計画を基に、関係団体との協議及び村民の理解の下、慎重に進めるべき事業だと考えます。

また、現在は、新型コロナウイルス感染症で村民の安心・安全な生活が脅かされている状況です。今は、新型コロナウイルス感染症への対応に集中すべきときだと考えます。

村の特産品開発という考え方に私は賛成です。むしろ応援しています。が、今、補正予算では一旦取り下げただき、来年度以降に、しっかりとした調査、検討を加えた上で、さらに補助事業など探していただき、新規事業として再提案していただいても遅くはないと考えます。そうすれば、この期間を使って、担当課には、レタス生産者の考えや識者の意見聴取、安全性やリスクの検討、市場ニーズの調査、事業としての採算性、事業の主体となる組織の検討、そして将来にわたる販売計画を十分に練ってもらうことができると考えます。

これまでも多くの予算を使って、新規事業に村はチャレンジしてきましたが、それなりの成果は得られたと思いますが、残念ながら継続している事業は少ないのが現状でございます。その要因の一つが、十分な検討を行わないままゴーサインを出したことと考えます。

重ねて議員の皆さんに訴えます。私は村の新しいチャレンジに反対するものではありません。白紙に戻せとは言っておりません。一度、差し戻し、新年度予算で検討の上、再提出してくださいとお願いするものです。事前の情報、資料、会議もなく、今定例会に唐突に補正

予算として提案される開発委託事業には、今定例会でゴーサインを出すことは、議会の行政の業務内容のチェック機能を弱めることにつながることを考えます。しっかりとした検討をしないまま、貴重な一般財源の投入には、私は反対です。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。

採決の順序について、あらかじめ申し上げます。

本案について、初めに林 邦宏議員から提出された修正案を採決し、次に中村文映議員から提出された修正案を採決し、最後に修正部分を除く原案につき採決いたします。

〔発言する人あり〕

○議長（塩原智恵美君） 動議ですか。

清沢議員。

○3番（清沢正毅君） いいですか。今の進め方の中で、動議が出ている内容の、この議案についての質疑は実施はされませんか。

○議長（塩原智恵美君） これは先ほど終わりました。

○3番（清沢正毅君） こっちの質疑はやりましたっけ。発議の。

○議長（塩原智恵美君） それは、先ほど私、宣言してあります。

○3番（清沢正毅君） はい、わかりました。

○議長（塩原智恵美君） では、続けます。

まず、林 邦宏議員から出された修正案について起立により採決を求めます。

林 邦宏議員から提出された商工費、6次産業化開発委託料126万円とイベント中止に伴う臨時支援金121万円、合計247万円を削除する修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立多数です。

したがって、林 邦宏議員から提出された修正案は可決されました。

中村文映議員の修正案については議決不要の取扱いといたします。

次に、修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、修正部分を除く原案は可決されました。

次に、議案第63号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議

題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第66号及び議案第67号並びに発議第2号の上程

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、議案第66号及び日程第5、議案第67号並びに日程第6、発議第2号の議案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第7、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま提案されました議案についてご説明申し上げます。

議案第66号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件ですが、当村の後期高齢者医療の保険料の賦課は、当該年度の保険料の額が確定してから賦課し

ているため、不要な暫定賦課に関する条項を現行から削除するものでございます。

それと議案第67号は、全員協議会でご説明したとおり人事案件であります。農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 続いて、発議第2号について提案理由の説明を求めます。

高橋総務産業委員長。

〔総務産業委員長 高橋良二君登壇〕

○総務産業委員長（高橋良二君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由説明。

発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由を説明いたします。

現在、地方分権の進展に伴い、地方議会の担う役割と責任はますます重要となり、多様な人材の地方議会への参画が求められる中、町村議会が抱える問題の一つとして、議員のなり手不足が上げられております。

住民の代表として、議会がこれまで以上に地域づくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が、議員をやろうと思うような環境づくりが必要であります。

ご承知のとおり、今の年金制度における議員の老後保障は老齢基礎年金であります。一方、厚生年金制度においては給与所得者を広く厚生年金の適用対象とする方向で制度改正が実施され、さらなる適用拡大も検討されています。

こうした状況において、特に、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、議員の在職期間は厚生年金の期間として通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

地方議会議員の年金制度を、時代にふさわしいものにすることは、議員に立候補する環境づくりとともに、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わりにします。

◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時46分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開いたします。

◎議案第66号及び議案第67号並びに発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第9、議案第66号及び議案第67号並びに発議第2号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第66号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

上條典泰氏について、農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條典泰氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。
次に、発議第2号について、質疑、討論、採決を行います。
発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（塩原智恵美君） 日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思います、これ

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（塩原智恵美君） 日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（塩原智恵美君） ここで、村長から挨拶したい旨申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、いろいろ多くの議案についてご審議をいただきました。ただ、一部の議案について否決をいただくという、非常に私にとっては遺憾であります。また、これはコロナの中に

おけると申しましても、一部案件につきましては120万円を超えるものをどうしたらいいかと、非常に議会の皆さん、非常識なところを私は感じております。これはもし、それに対していろいろご異議があるなら受けたいと思いますが、私は、そういう、今思いでございます。

いずれにしましても、まだまだコロナが続きますので、皆様にはよろしくご自愛をいただきたいというふうに思います。また、村民の皆様には、新たな生活様式に慣れていただいて、感染予防を図っていただきますようお願いを申し上げます。

どうも、今日のご苦勞さまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上、令和2年朝日村議会6月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員